

ヴォルフの国際法理論(六・完) : 意思国際法概念を中心として

柳原, 正治
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2080>

出版情報 : 法政研究. 64 (1), pp.101-176, 1997-07-21. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



ヴォルフの国際法理論（六・完）

——意思国際法概念を中心として——

柳 原 正 治

はじめに

第一章 ユース・ゲンティウム概念の歴史

第一節 グロティウス以前の時代（以上五六卷一号）

第二節 グロティウス

第三節 グロティウス以後の時代（以上五六卷二号）

第二章 ヴォルフの国際法理論

第一節 国際法（ユース・ゲンティウム）概念の「自立性」（以上五八卷一号）

第二節 自然状態・社会・国家（以上五八卷二号）

第三節 世界国家の構想と機能

第四節 意思国際法の構想と機能

第五節 意思国際法の評価（以上六三卷一号）

第三章 ヴォルフの国際法理論の受容

第一節 同時代の学者たちの評価

第二節 ヴァッテルの国際法理論

おわりに（以上本号）

第三章 ヴォルフの国際法理論の受容

前章において、ヴォルフの国際法理論、とりわけ意思国際法概念が、古代ローマ以来のユース・ゲンティウム概念の長い歴史において、この上なくユニークなものであり、また、かれの生きた時代に即応した鋭い現実認識と問題意識に貫かれた、理論的完成度の至極高いものとして評価できる、ということを論証した。本章においては、このヴォルフの国際法理論が同時代の学者たちによりどのように理解され、そして評価されていたのか、という点を探求することにしたい。そうした探求により、ヴォルフの国際法理論のいつそう正確な理解に資することにもなると期待できる。

第一節 同時代の学者たちの評価

ドイツの事情に抜群に精通していたヴォルテールは、ヴォルフを「範とすべきドイツの思想家 (Maitre à penser de l'Allemagne)」という肩書きで呼んだ。それは、同時代の人びとが感嘆とともに、または不快感をともなって一致して確認できたことを表現したものにすぎない。⁽¹⁾ すなわちヴォルフが、当時のドイツにおいて、好悪は別として、もつとも重要な哲学者の一人としての位置づけを与えられていたことは間違いない。「ライプニッツ・ヴォルフ学派 (Leibniz-Wolffische Schule)」あるいは「ヴォルフ学派、ヴォルフ主義者 (Wolffische Schule, Wolffianer)」とみなされる、一群の学者たち—たとえば、ビルフィンガー (G.B. Biffinger)、バウムガルテン (A.G. Baumgarten)、フォルマイ (J.H.S. Forney) など—が輩出し、思想界あるいは政界に大きな影響力を持った。⁽²⁾

ところが、ヴォルフの国際法理論に関する評価は、これとはかなり様相を異にする。⁽³⁾ たとえば、プラハ大学教授シュロット (Joseph Franz Lothar Schrodt, 1732-77) は、一七八〇年の著作⁽⁴⁾において、ヴォルフの世界国家概念は、個々の国家の自然的自由 (libertas naturalis) に反するとして、明確に否定する。シュロットによれば、個々の国家は自由国 (ciuitas libera) なのであり、結合体 (vnio) とか国家主権 (imperium ciuile) に服することはないのである。⁽⁵⁾ そしてシュロットは、普遍的意思国際法 (ius gentium vniversale) の存在も否定する。⁽⁶⁾

ザクセン選帝侯国枢密書記官など主として実務の世界で活躍したギュンター (Karl Gottlob Günther, 1752-1832) もまた、一七八七年の著作において、ヴォルフの世界国家概念を否定する。ギュンターは、グロティウス、ヴォルフ、ヴァッテルの三人の例に倣い、意思国際法 (das freiwillige Völkerrecht, ius gentium voluntarium) の存在は認めるものの、それは、国家間に成立する社会 (Gesellschaft) から導かれるものであり、グロティウスやヴォルフの考

えるような、政治社会 (ein bürgerlicher Verein)′ もしくは世界国家 (ein großer Weltstaat, civitas maxima) から導かれるべきものではないとする。なぜならば、そうした個別国家間の国家＝政治社会は、国家間においては、証明不能の、支配権 (Oberherrschaft) を必要としているからである。⁽⁷⁾

ヴォルフの意思国際法ないしは世界国家概念を否定する見解は、オンプテダ⁽⁸⁾、ヘープフナー⁽⁹⁾、マルテンス⁽¹⁰⁾、カント⁽¹¹⁾など、当時のほとんどの学者たちに共通していた。ヴォルフの国際法理論、とりわけ世界国家概念および意思国際法概念については、否定的な見方が大勢を占めていたのである。

同時代にあつて例外的にヴォルフの世界国家概念および意思国際法概念を肯定的に受容しているとみなされているのが、マールブルク大学教授などを勤めたカーレル (Hermann Friedrich Kahrel, 1719-87) である。⁽¹²⁾ カーレルは、ヴォルフの『国際法論』の一年後の一七五〇年に出版された『国際法論——国王・君主・支配者・国家の主要な義務・権利についての、必然国際法および意思国際法・慣習国際法に依拠した、それらの者の本質・本性に基づく説明』のなかで、ヴォルフに言及することはまったくしていないが、かれの考えを明らかに引き継いでいるとみなされる。たとえば、カーレルは、支配者 (Regent, Rector) 相互間の義務は、私人とは異なる支配者の本性と本質から引き出されるべきであるとする。そして、必然国際法 (Jus Gentium necessarium, das notwendige Völker = Recht) は私人間の自然法にほかならないとする、プーフェンドルフらの説は重大な誤りを犯しているとみなす。この点は、次節で詳論するように、ヴォルフが初めて明確に述べた点として、ヴァッテルが高く評価する考えである。⁽¹³⁾

さらにカーレルは、地上のすべての支配者・国家 (Völker) を構成員とし、公共の福祉・安寧・安全を目的とする「世界国家 (der grosse Welt = Staat, civitas maxima)」の存在を認める。⁽¹⁴⁾ それは、自然により設立されたものではなく、黙示のないしは想定された同意 (eine schweigende oder muthmaßliche Einwilligung) に基づき設立された

ものである⁽¹⁵⁾。そしてカーレルは、世界国家の支配者―地上のすべての支配者、あるいは一致がみられない場合には、大多数の支配者―の意思のみによって、君主・国家に対して命ぜられる法として意思(実定)国際法(ein willkürliches Völker=Gesetz, Lex Gentium positiva)を捉えている⁽¹⁶⁾。

また、戦争論についても、国家間には判定者がいないことからして、慣習国際法(jus Gentium consuetudinarium, das Gewohnheits=Völker=Recht)によれば、形式戦争(öffentlicher Krieg)は、両戦争当事者にとって、その効果に関する限り、合法(rechtmässig)とみなされると述べている⁽¹⁷⁾。

以上のように、カーレルは、自然法と必然国際法(自然国際法)との相違の認識、世界国家概念、世界国家の支配者が「制定した」法としての意思(実定)国際法概念、効果に関する限り双方にとって合法的な戦争の考えなど、ヴォルフの国際法理論の主要部分を受容しているかのようにみえる。ところが、カーレルの理論はきわめて不明瞭であり、理論として体をなしているとは言いがたいものであった。とりわけ、かれの言う「意思(実定)国際法」は、整合的な理解のきわめて困難な概念である。カーレルにはたしかに、世界国家の支配者の制定する法として、意思(実定)国際法を捉えている箇所が存在する。ところが他方で、慣習国際法(Lex Gentium consuetudinaria, ein Gewohnheits=Gesetz)は、意思(実定)国際法であるともみなされている⁽¹⁸⁾。そして、慣習国際法ではない、意思(実定)国際法が存在するのか、存在するとしてそれはどのような法であるかは、かれの著作のどこにおいても、明確にされていない。上述したように、形式戦争が慣習国際法上の制度と明示されていることも合わせて考えてみると、カーレルの「意思(実定)国際法」概念は、ヴォルフの意思国際法と慣習国際法とを混合したものなのかも知れない。いずれにしろ、その理論は、はなはだ曖昧と言わざるを得ない。また、その理論が、後世に影響を及ぼすということもなかった⁽¹⁹⁾。

それでは、ヴォルフの国際法理論を真に理解し、それを受容した学者はいなかったであろうか。ここで注目されるのが、言うまでもなく、ヴァッテルの国際法理論である。⁽²⁰⁾「まえがき」でも述べたように、ヴォルフの国際法理論を高く評価する例外の一つとして、近代国際法理論の形成にあたってヴァッテルが多大の貢献をなしたとし、そのうえで、ヴォルフの国際法理論はそのヴァッテルに影響を与えたというかたちで、間接的にヴォルフを評価する見解がある。たとえば、今日においてもなお、国際法史のスタンダードな概論書としての評価がなされるヌスバウムの『国際法史概説』（第二版一九五四年）がその代表的な例である。⁽²¹⁾そこで、次節において、ヴァッテルの国際法理論を、もっぱらヴォルフのそれとの対比という観点から、検討することにした。

- (1) M. Thomann, "Christian Wolff," M. Stolleis (Hrsg.), *Staatsdenker in der frühen Neuzeit* (München, 1995), S.257 (M. シュトライス編(佐々木有司・柳原正治訳)『一七・一八世紀の国家思想家たち』(木鐸社 一九九五)四二一―二頁)。柳原正治「ヴォルフの国際法理論(一)」法政研究五六巻一号(一九八九)注(3)をも参照。
- (2) M. Wundt, *Die deutsche Schulphilosophie im Zeitalter der Aufklärung* (Tübingen, 1945), S.199-230.
- (3) 同時代人による評価については K. Prigge, *Christian Wolffs Lehre von der civitas maxima* (Dissertation; Göttingen, 1953), S.65-84 が詳しい。
- (4) この著作は、一七六八年に匿名で出版されていたものを、著者の死後、著者名を付して出版された。D.H.L. von Ompteda, *Litteratur des gesammten sowohl natürlichen als positiven Völkerrechts* (Regensburg, 1785), S.347, 411 参照。
- (5) J.F.L. Schrod, *Systema juris gentium* (Bamberg, 1780), Prolegomena, 10.
- (6) *Ibid.*, Prolegomena, 7. 以下の「プロレゴメナ」形が戦争 (bellum publicum solenne) を論じている。意思国際法の存在を認めようとするかのような記述をしようとしている (Ibid., III, ii, 60)。
- (7) K.G. Günther, *Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten nach Vernunft, Verträgen und Herkommen, mit Anwendung auf die deutschen Reichsstände, Erster Theil* (Altenburg, 1787), Einleitung, §.4 (S.4-12); I, ii, 9 (S.157-8). キマンターが

- 国際法を、自然・哲学的国際法 (das natürliche oder philosophische Völkerrecht) と任意・実定国際法 (das willkürliche oder positive Völkerrecht) — 条約、慣習法、類推 (Analogie) — に分類する。そして、意思国際法は、その拘束力を国家の意思ではなく、国際社会の本性に置いていることからして、任意・実定国際法ではなく、自然・哲学的国際法に属するとする。その点で、ヴォルフの意思国際法、さらには、次節で述べるヴァットレルの意思国際法とも、性質を異にする法として位置づけられている。 *Ibid.*, Einleitung, §§.2-4 (S.3-12), 7-10 (S.14-21). キュンターの国際法論については、柳原正治「いわゆる〈ドイツ国際法〉論をめぐる一考察」『内田久司先生古稀記念論文集 国際社会の組織化と法』(信山社、一九九六) 九四—一〇二頁参照。
- (8) オンプテダは、意思国際法 — かれの用語法では、「修正された自然国際法 (das modifizierte natürliche Völkerrecht)」 — の存在自体は認めるが、すべての国家が、一般的な国家間国家 (die allgemeine Völkerrepublik) という社会に集結するという義務が自然法上あるとは考えられないとして、ヴォルフの世界国家理念を否定する。Ompreda (Ann. 4), S.321-5.
- (9) ギーセン大学教授などを勤めたヘープナーは、条約国際法と慣習国際法という特別国際法の存在は問題ないとするが、意思国際法が完全な法に権利、ないしは、外的法に権利として存在するのには理由がないとする。それは、ヴォルフのように、フィクションとしての世界国家を想定しても、オンプテダのように、黙示のないしは想定された (stillschweigend oder präsumtiv) 同意に基礎づけられても、あるいは、アッヘンヴァールのように基礎づけられても、同じであるはず (L.J.F. Höpfer, *Naturrecht des einzelnen Menschen der Gesellschaften und der Völker* (Gießen, 3. Aufl., 1785), S.195)。オムペダ、ホントテダは、「想定された (vermuthet (präsumtiv))」同意としか言っていない (Ompreda (Ann. 4), S.11)。
- (10) マルテンスは、実定国際法を条約と慣習法の二つとし、ヴォルフが考えるような意思国際法は存在しないとする。G.F. von Martens, *Précis du droit des gens moderne de l'Europe fondé sur les traités et l'usage* (Göttingue, 1789), Introduction, §. 2 (pp.2-3) & §.4 (p.6).
- (11) カントによれば、国家間は自然状態であり、諸国家間国家 (civitas gentium)、『世界共和国 (Weltrepublik)』という積極的的理念ではなく、自由な諸国家の連合体 (Föderalismus) という消極的な代替物を形成すべきである。I. Kant, *Metaphysik der Sitten* [Kant's gesammelte Schriften hrsg. von der königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. VI] (Berlin, 1914), Rechtslehre, §§.54-5 (S.344-6); *Id.*, *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf* [Kant's gesammelte Schriften hrsg. von der königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. VIII] (Berlin/Leipzig, 1923), S.357.
- (12) J. Ter Meulen, *Der Gedanke der internationalen Organisation in seiner Entwicklung 1300-1800* (Den Haag, 1917), S.

51-2; Prigge (Anm. 3), S.66-8.

(13) H.F. Kahrel, *Völker = Recht, worin die vornehmsten Verbindlichkeiten und Rechte der Könige, Monarchen, Regenten und Völker, so wohl nach dem Nothwendigen als willkührlichen und Gewohnheits = Völker = Rechte aus dem Wesen und der Natur derselben entwickelt werden* (Herborn, 1750), II, i, 192.

(14) *Ibid.*, III, i, 496.

(15) *Ibid.*, III, i, 498.

(16) *Ibid.*, III, i, 496, 501. なお' III, i, 497 を参照。カールは'「*意図国際法*」(das willkührliche Völker = Recht, Jus Gentium arbitrarium)』と *言へ、*』と *あへ* (III, i, 494, 497; III, ii, 519 etc.)。これは' *権利・義務*』という側面を中心捉えたものであり' *これに對して*』「*意思(実定)国際法*」は' *制定された法律*』という側面を中心捉えたものであり' *この点は*、' *その後述する*』「*慣習国際法*」に *ついても同様とみなされる* (III, ii, 519, 523 etc.)。

(17) *Ibid.*, Anhang, Cap. II, §.11.

(18) *Ibid.*, III, ii, 523, 519, 522, 525 を参照。

(19) Prigge (Anm. 3), S.67-8 参照。

(20) ゲッティンゲン大学教授を勤めたアッヘンヴァール (Gottfried Achenwall, 1719-72) は' *その死後の一七七五年に出版された著作において*、' *自然・普遍的国際法* (Ius Gentium Naturale seu Vniuersale)' *内的・倫理的国際法* (Ius Gentium Internum seu Ethicum)' *ヨーロッパ諸国間の普遍的な慣習である実際の国際法* (Ius Gentium Practicum) のほかに' *実際の国際法の種概念として*、' *世界国家* (Ciuitas maxima) から導かれる法である *意思国際法* (Ius Gentium Voluntarium) の存在を認めた (G. Achenwall, *Iuris gentium europaeorum practici primae lineae. Fragmentum libelli ob b. auctoris mortem adfecti nomine tandem in lucem editum* (Göttingae, 1775), Prolegomena, 2, 5-9)。' *も、*』*その著作は*、' *死後に出版された*、' *七〇頁余りの断片集*』*という性格もあつてか*、' *きわめて簡略な叙述にとどまつており*、' *とりわけ*、' *世界国家概念および意思国際法概念については*、' *それ以上の展開はなされてはいない*。前注(9)参照。

また' *ザウター*』は' *ヴァッテルの他に*、' *イックシユタット* (J.A. Eckstatt)』と *ネットテルブラット* (D. Nettelblatt) が' *ヴォルフの考えを歪曲して世間に知らしめた*』「*忠実な* (getreu)』*弟子であるとする*。すなわち、' *世界国家に代えて*、' *「社会性* (socialitas)』*を唱える*』*イックシユタットにおいても*、' *「諸国家連合体* (systema gentium)』*を唱える*』*ネットテルブラットにおい*

ても、ヴォルフの世界国家概念がそのままのかたちで肯定されているわけではないとみなしてよい。J. Sauter, *Die philosophischen Grundlagen des Naturrechts. Untersuchungen zur Geschichte der Rechts- und Staatslehre* (Wien, 1932), S.196.

(21) A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (New York, 2nd ed., 1954), p.156. 以下、J.J. Manz, *Emer de Vattel. Versuch einer Würdigung* (Zürich, 1971), S.56-7; D. Klippel, *Politische Freiheit und Freiheitsrechte im deutschen Naturrecht des 18. Jahrhundert* (Paderborn, 1976), S.79f. を参照。

第二節 ヴァツテルの国際法理論

一 方法上の出発点—ヴォルフの国際法理論の一般的受容

ヴァツテル⁽¹⁾は、ヴォルフの国際法論の名著である『科学的方法によつて考察された国際法論』(一七四九年。第二版一七六四年)⁽²⁾が出版された九年後の一七五八年に『国際法、すなわち諸国家と諸主権者の行動および事務に適用された自然法の諸原則』(以下『国際法(DG)』と略称)⁽³⁾を刊行した。同書のなかでヴァツテルは、グロティウス、ホッブズ、プーフェンドルフ、バルベイラックには、いまだ「正しい国際法観 (juste idée du Droit des Gens)」を見いだすことができない、そうした考えは、ヴォルフに至つて初めて登場した、と述べている。⁽⁴⁾

ヴァツテルがここで「正しい国際法観」ということで主として想定しているのは、前章第一節で述べた、ヴォルフの国際法(ユース・ゲンティウム)概念の「自立性」の第一点である。すなわち、個々の人間の本性と国家の本性の相違を理由として、人間の法である自然法と国家間の法である自然国際法とは、完全に同一の法であるわけではない、とする点である。いいかえれば、ユース・ゲンティウム(国際法)が国家間に固有な法としてその自立性を確保

し、国際法論を自然法論と別個なものとして独自に考察することが可能であるし、またそうしなければならぬ、ということである。ヴァッテルは、そうした「正しい国際法観」に基づいて国際法論を展開したのは、ヴォルフが最初であるとしてかれを高く評価し、「諸主権者および諸国家 (Nations)⁽⁵⁾ の法としての自然国際法体系の観念」は、人間の自然法とは異なるとするわけである。⁽⁶⁾

ヴァッテルは、そうした国際法概念の自立性を説くヴォルフの国際法論に啓発されて、みずからの国際法論の著作『国際法 (D G)』を執筆したと明言する。

比較の労をみずからとろうとする人びとにはわかることであろうが、わたくしの著作がいかにヴォルフの著作と異なっているようにも、ハレの高名な哲学者「『ヴォルフ』」がわたくしの前を歩み、わたくしの蒙を啓いてくれたことがあったならば、正直なところ、このような広大な道に足を踏み入れる自信を持つことなど断じてできなかったであろう。⁽⁷⁾

これに続けてかれは、ヴォルフを「わたくしの案内人 (mon Guide)」と呼んでいる。⁽⁸⁾

ただ、ヴァッテルの考えによれば、「正しい国際法観」を体現しているヴォルフの国際法理論は、「かれの哲学および自然法に関する著作物すべてに依拠している」ために、「国際法の真の諸原則についての知識と関心を有することが、もつと重要で望ましい人びとにとって、ほとんど有益とはいえないものになってしまっている。」そこで、ヴォルフの著作群のなかから適切な部分を選び出し、「わたくしの計画に従って」構成しようとしたと述べている。つまり、理論哲学・実践哲学の壮大な体系のなかに位置づけられている、ヴォルフの国際法理論は、その全体の体系につ

いての理解がなければ、難渋にすぎる。また、その方法、つまり三段論法は無味乾燥 (sécheresse) である。⁽⁹⁾ そこで、もつとわかりやすい形でその理論を再構成し、一般に流布させる、ということが、ヴァッテルの著作の執筆動機なのである。また、そのための一つの補助的手段としてヴァッテルは、ヴォルフのようにラテン語ではなく、現代語であるフランス語によって執筆したと述べている。⁽¹⁰⁾ 実際にヴァッテルの『国際法 (DG)』の章立ては、ヴォルフの『国際法論』のそれとほぼ同一である。⁽¹¹⁾

他方でヴァッテルは、その主著を公刊する前年の、一七五七年二月一七日付けのフォルマイ宛の書簡のなかでつぎのように述べている。

それ〔「これから公刊する著作」〕は、国際法に関する体系的な著作です。もつともそれは、社交界の人士たちに読んでもらえるような流儀で執筆されています。そのなかには、近代史上のもろもろの実例がちりばめられているのです。貴兄は、「貴兄の発行する雑誌のなかで」わたくしをその著者として言及してもかまいませんし、また、わたくしはヴォルフ氏の著作を利用したが、わたくしの著作は、かれのものとはまったく異なる (tout différent) と述べてもかまいません。⁽¹²⁾

この書簡のなかで示されているヴァッテルの意図と、『国際法 (DG)』のなかで示されている見解とは、矛盾しているかのように受け取られる。どちらがかれの真意なのであろうか。

ヴォルフの国際法理論とヴァッテルの国際法理論の継承関係をどのように捉えるかについては、現在でも学説は大きく分かれている。一方では、ヴァッテルはヴォルフの「この上なく忠実な信奉者 (un disciple très fidèle)」にす

ぎず、表面的にはヴォルフと異なる点はあるかも知れないが、理論的なオリジナリティは皆無である、という捉え方がある。⁽¹³⁾

他方で、ヴァッテルは、ヴォルフの国際法理論を換骨奪胎して、一九世紀国際法理論へとつながる、新しい国際法理論を呈示した、という捉え方がある。この考え方の基礎となっている第一の要素は、ヴァッテルが、ヴォルフの国際法理論体系の中核であり、もつともオリジナルな特徴である世界国家概念を否定したという側面である。これによりヴォルフとヴァッテルの国際法理論の構造上の相違は決定的となったとする。ヴァッテルがヴォルフの世界国家概念を否定したのは、個別国家の自由・独立を強調するからであり、その考えが、「主権国」を唯一の主体とする、一九世紀以降の、いわゆる「近代国際法理論」の体系化の先駆となった、というわけである。⁽¹⁴⁾

以上のように、ヴォルフとヴァッテルの理論的継承関係については、ヴァッテルの主観的意図自体が揺れ動いているかのようにも受け取れるし、また、後世の学者たちの見解も真つ二つに分かれている。そこで以下においては、ヴォルフとヴァッテルの国際法理論について、両者の意思国際法概念の比較を中心として、検討することにした。そのことを通じて、ヴァッテルの国際法理論の理論的完成度を検証するのみならず、一九世紀の国際法理論への理論的影響の意味についても探求したい。

二 世界国家の否定と主権国概念

(1) 世界国家の否定 ヴァッテル自身は、『国際法(DG)』の「序文」において、ヴォルフとの相違点として、家産国家の否定、毒兵器の禁止、世界国家の否定、の三点を挙げている。⁽¹⁵⁾ 国際法の理論体系という観点から見た場合、これらのうちでもっとも重要なのは、ヴォルフの国際法体系の中核である世界国家を否定した点である。⁽¹⁶⁾ この点を探

求することにより、ヴァッテル自身の国家論、国際法理論を明らかにすることができよう。

ヴァッテルは、想定された同意 (consentement présumé) に基づく意思国際法 (Droit des Gens Volontaire) 明示の同意 (consentement exprés) に基づく協定国際法 (Droit des Gens Conventionnel, Droit de Traités) 黙示の同意 (consentement tacite) に基づく慣習国際法 (Droit des Gens Coutumier) の三種類の実定国際法 (Droit des Gens positif) の存在を認める点⁽¹⁷⁾、そのうち意思国際法のみを自然国際法と同じ普遍国際法 (Droit des Gens universel) とみなし、協定国際法と慣習国際法は特別国際法 (Droit des Gens particulier) にすぎないとして軽視する点⁽¹⁸⁾においてヴォルフと同一である。

しかしヴァッテルは、ヴォルフの意思国際法の基礎を確立するための構想であったとヴァッテル自身がみなしている世界国家の理念を否定する。それはつぎのような二つの理由による。

第一の理由は、政治社会 (Société Civile) = 国家の本質からして、個別国家間に、世界国家のような政治社会 = 国家は成立し得ない、ということである。かれは政治社会 = 国家の本質をつぎのように捉えている。

すべての政治社会 (国家 *Civitas*) の本質とは、構成員がその権利の一部を社会体に譲渡した⁽¹⁹⁾こと、そして、すべての構成員に命令し、かれらに法律を与え、服従を拒否する者を強制できるような機関 (Autorité) が存在することである。国家間には、それと類似のものを考案する (concevoir) ことも仮定する (supposer) こともできない。各主権国は、他のすべての主権国から独立している (indépendant) と称しているし、また現に独立している⁽²⁰⁾のである。

ヴァッテルの考えによれば、政治社会＝国家の本質は「独立」ということにあるのであり、世界国家は個別国家の独立と両立しないのである。また、世界国家のようなものを「考案する」ことも「仮定する」こともできないとしていることからして、フィクションとしての世界国家であっても、個別国家の独立と両立しないと捉えていたことになる。

第二の理由は、個別国家の自足性ということである。すなわち、ヴァッテルによれば、個々の人間は自然法の規則をみずから進んで遵守するということからほど遠いので、政治的結合体 (Association Politique) に依拠することが必要である。この政治的結合体とは、「ともに力を合わせてみずからの安寧とみずからの利益を得るために結合した人びとの社会」⁽²¹⁾、つまり個別国家のことである。ところが、個別国家相互間は、人間相互間の場合とは事情が異なる。個々の人間の場合には政治社会の援助や法なしに生きていくことはほぼ不可能である。これに対して、国家の場合には、必要なものはみずからで供給できる状態にあり、他の政治社会からの援助は人間間におけるほど必要とはされない。⁽²²⁾

以上のようにヴァッテルは、個々の人間の場合と対比される国家の自足性という点を世界国家否定の第二の理由とする。ところで、ヴァッテルによれば、「国家が、みずから自身に対する義務およびその市民に対する義務を厳密に果たすためには、また、自国にもっとも適した方法で統治するためには、独立が、それぞれの国家にとって必要である」⁽²³⁾すなわち、国家の自足性ということも、国家の独立ということによって始めて実現可能とみなされている。したがって、ヴァッテルが世界国家を否定するのは、結局は、個別国家の独立に反するという点に集約されることになる。⁽²⁴⁾

(2) 主権国概念　そこで、つぎの問題は、ヴァッテルの言う個別国家の独立、あるいは、主権国概念とはどのようなものであるか、ということになる。ここでは、ヴァッテルの国際法理論を理解する上で必要とみなされる限度で、

かれの主権国概念を検討することにした⁽²⁵⁾。なお、ヴァッテルには国家論を体系的に展開した著作物は見あたらない。『国際法（DG）』および一七六二年の『自然法上の諸問題およびヴォルフ男爵の自然法論の著作に関する考察』のなかで部分的に叙述されているにすぎない。

ヴァッテルは、国家Ⅱ政治社会の成立を、「政治社会が形成される契約（Pacte par lequel la Société Civile est formée）」⁽²⁶⁾、つまり社会契約（Pacte de Société）に基礎づける。かれによれば、自然状態に生存していた個々の人間が契約の主体となって、みずからの幸福と平穩を確保するために、国家Ⅱ政治社会が成立する。ヴァッテルの場合には、ヴォルフと異なり、原初的自然状態と後天的自然状態という自然状態の二分はみられないし、また、家（Familles, Domus）という「中間団体」の存在は原則として否定されている。社会契約の主体は、すくなくとも理念上は、家父長ではなく、すべての個々の人間とみなされている⁽²⁷⁾。

こうして成立した国家をヴァッテルは、「主権国（Etat souverain）」と構成する。

どのような政体の下であれ、いかなる外国人にも従属することなく（sans dépendance d'aucun étranger）、みずからを統治する国家はすべて、主権国である……ある国家がこの大社会（grande Société）の直接の構成員となる権利を有するためには、それが真に主権的で独立している（véritablement souverain et indépendant）こと、いいかえれば、みずから自身の機関によって、そしてみずからの法律によって、みずからを統治していること⁽²⁸⁾で十分である。

ここにヴァッテルは、対内主権としての自治と、対外主権としての独立——いかなる外国人にも従属していないこと

—の二つの要素を挙げている。そして、この二つを兼ね備えている結合体が主権国であり、そうした国家のみが、国際法の支配下にある自然社会＝国家間の大社会において共同で生存している倫理的人格 (personne morale)⁽²⁹⁾とみなされる。⁽³⁰⁾

ヴァッテルは、主権が国家にとつてもっとも大切な権利であることを強調する。

国家に帰属しうるすべての権利のうちで、主権がもっとも大切なものと言ってもよい。すなわち主権は、他の国家がその国家に対して不正をなすことを望まない場合には、もっとも厳格に尊重すべき権利なのである。⁽³¹⁾

ここに主権を、国家と他の社会とを区別する、もっとも重要なメルクマールにしようというヴァッテルの意図を明瞭に読みとることができる。この点においては、ヴァッテルは、ヴォルフよりも理論的にはるかに明晰であるかのように思われる。

ところがヴァッテルは、不平等条約締結国、被保護国、貢納国 (Etats Tributaires)、封臣国 (Etats Feudataires)⁽³²⁾などをも、主権国と捉えている。これらの国家についての説明のなかでヴァッテルは、主権とは「みずからによつてみずからを統治する権利」と捉え、この観点からすれば、これらの国家も主権国とみなされるとする。⁽³²⁾ ここには、上述の主権国の定義のなかの、「いかなる外国人にも従属することなく」という要素が欠落している。

この問題は、ヴァッテルが『国際法 (DG)』のなかで神聖ローマ帝国の帝国等族の使節権を論じている箇所をどのように解するかという問題と密接に関連する。

そのうえさらに、この権利〔＝使節権〕は、主権者ではない諸君侯や諸団体（Communités）にも見いだすことができる。というのも、全体として全き主権（pleine Souveraineté）を構成するもろもろの権利は、分割不能ではないからである。すなわち、ある君侯または団体が、国家の勅法（Constitution）により、または主権者の特許により、または臣民が主権者とかわした留保により、通常は主権者にのみ帰属する、これらの権利のいくつかを所有する場合には、その者は、主権を行使することができ、また、主権のすべての効果の点で、また、主権の自然的または必然的帰結のすべての点で、主権を主張することができる。帝国の諸侯や諸身分は、どれだけ皇帝や帝国に従属しようとも、多くの点で主権者である。そして、帝国の諸勅法は、それらの諸侯や諸身分に対して、外国と条約を締結する権利および外国と同盟条約を締結する権利を保障しているのであるから、諸侯や諸身分が、国家使節を派遣・接受する権利を有するのは間違いない。皇帝たちは、かつて自身の権利を堂々と主張できる状態にあつたとき、あるいは、すくなくとも、自身の裁可がその権利の行使には必要であると主張して、その権利の行使を自身の最高の権威の下に隷属させることを望んだとき、諸侯や諸身分に対してその権利を認めないことがときに存在した。しかし、ヴェストファーレン講和以降、皇帝の選挙協約によって、ドイツの諸侯や諸身分は、この権利を所有し続けることができるようになった。そして、それらの諸侯や諸身分は、それ以外の多くの権利を手に入れているので、帝国は今日では、もろもろの主権者からなる一つの国家（une République de Souverains）とみなされる。⁽³³⁾

ヴァッテルがここで、帝国等族が「どれだけ皇帝や帝国に従属しようとも、多くの点で主権者である（Souverains à bien égards）」と述べている箇所は、その意味がかならずしも明確とは言えない。同箇所はまず、つぎのよう

に解釈することが可能である。すなわち、「多くの点で」という限定を厳格に解するとすれば、ヴァッテルは、帝国等族が全き意味での主権者ではない、と捉えていたことになる。その場合、ヨーロッパの他の「全き主権」を持つ主体である諸国との違いの主たる原因は、帝国等族がなんらかのかたちで皇帝および帝国に従属しているという事実、ということになる。つまり、全き意味での主権者ではないが、なんらかの意味では主権者と言えるということである。「いかなる外国人にも従属することなく」という「独立」の側面を厳格に主権者の一つの要件と捉える立場からすれば、こうした解釈が論理整合的なものと言えよう。

しかし、この解釈によれば、ヴァッテルは、完全な意味での主権者と主権者でない者との間に第三のカテゴリーを設定していることになる。ところが、ヴァッテルには、モーザーなど同時代の論者にみられるような、「半主権」といった概念はどこにおいても明示的には提示されていない。⁽³⁴⁾そこで、この箇所はつぎのように解釈すべきことになる。すなわち、かれにとつては、ある主体が、主権者であるか、主権者ではないか、という区別しか存在しないはずである。この解釈によれば、「多くの点で」という限定は、ほとんど意味がないと解さざるを得ないことになる。すなわち、帝国等族は、いかに皇帝や帝国に従属することがあろうとも、条約締結権や使節権を始めとする、主権に帰属する諸権利を有しているのであり、すくなくとも理論的には、ヨーロッパ諸国と同じ意味での「主権者」と捉えられることになる。

ヴァッテルは、以上のように、外国になんらかのかたちで従属するようなことがあっても、いいかえれば、みずからの意思によっていくつかの事柄について外国の決定に服すようなことがあっても、その国家の「全き」主権が損なわれることはない、つまり、完全な意味での主権国と呼ぶことができる、とする。ここには、かれの主権観、あるいは「自由独立国 (Etats libres et indépendans)⁽³⁵⁾」の意味が端的に表現されている。すなわち、「いかなる外国人にも

従属することなく」という要素は、あくまでも、自国の意思に基づかない従属に限定されるのであり、自国の意思に基づく従属は、けっしてその国家の主権を損なうことはないのである。ヴァッテルの言う「独立」とは、みずから好むままに自己を統治すること (se gouverner soi-même à son gré) にほかならない。⁽³⁶⁾ 自国の意思に基づく従属は、この「みずから好むままに」という条件には反していない、ということになる。いいかえれば、かれは、いかなるかたちであれ外国人に従属するならば、「独立」が損なわれ、主権国ではなくなってしまう、とは考えないのである。

ヴァッテルが、不平等条約締結国や被保護国や貢納国や封臣国についても、一定の場合を除いて、主権国であるとなすのも、以上のような主権観に立脚しているからにほかならない。⁽³⁷⁾ その意味でかれの主権観は、対外関係における他国からの完全な独立というよりは、国内における自治の権利という側面の強いものであった。⁽³⁸⁾ あるいは、ヴァッテルには、対内主権と対外主権を厳格に区別する考え方がそもそもなかった、と言った方が適切かも知れない。⁽³⁹⁾

(3) 世界国家と「諸国家連合」 以上のように捉えられる主権国、自由独立国概念が、ヴァッテルの考えによれば、ヴォルフの世界国家概念とは両立しないことになる。ということは、世界国家の場合には、個別国家の意思に基づく従属ということにとどまらず、服従を拒否する個別国家を強制する機関 (＝上位者、支配者) が存在する、とヴァッテルが世界国家を理解していたということの意味する。

いいかえれば、ヴァッテルは、ヴォルフの世界国家を、複数の主権国＝独立国が「永久的連合 (Confédération perpétuelle)」というかたちで結合する形態である、「諸国家連合 (République fédérative)」—たとえば、当時のネーデルラント連邦共和国、スイス連邦、さらには神聖ローマ帝国—とは、異なる存在であると捉えていたこととなる。ヴァッテルの言う諸国家連合とは、それを構成する個々の国家—たとえば、神聖ローマ帝国を構成する諸領邦—帝国等族—がそれぞれ、それぞれ「完全な国家」とみなしうるのであり、また、諸国家連合—神聖ローマ帝国の場合

は帝国——もまたそれ自体、そうした主権者からなる、一つの国家とみなされる。諸国家連合の構成国は、その主権の行使にいくつかの点で制約があるとしても、その主権そのものを妨げ (gener) られるようなことはないと言われる。その理由としてヴァッテルは、みずからの意思に基づく約束であれば、それを履行するように義務づけられるときでも、自由・独立であることを停止するわけではけっしてない、⁽⁴⁰⁾ ということを挙げる。

ヴァッテルの考えでは、ヴォルフの世界国家の構想は、こうした「諸国家連合」とも異なる、それ自体一つの国家であり、それを構成する個別国家は自国の意思によらず世界国家——あるいはその支配者——に対する従属を余儀なくされているのであり、もはや構成国は主権国・独立国とはみなし得ないのである。

こうした世界国家構想の理解の仕方が、ヴォルフの真の意図に合致していたか否かは、別問題である。前章第三節で詳細に検討したように、ヴォルフは、その目的、主権、政体、支配者、国法などのいずれの点においても、世界国家の一つの「国家」としての性格を持たせようと努めている一方で、世界国家概念と個別国家とのアナロジー——あるいは「同型性」——は、いずれの点においても、軽重の違いはあるにしても、貫徹されているわけではかならずしもなかった。結局、フィクションとしての世界国家の構想は、意思国際法の基礎づけという機能しか有していないのである。世界国家の構成国がその意思に反してまで従属を強制されるような実体的な権利を有する存在としては構想されていない⁽⁴¹⁾。ところがヴァッテルは、世界国家が「フィクション (fiction)」である⁽⁴¹⁾ ということは認識しつつも、その世界国家には、個別国家が服従を拒否する場合には服従を強制できるような機関が存在すると捉えていた。したがって、ヴォルフの世界国家構想についてのヴァッテルの理解は、正確なものとは言いがたいと結論づけることができる。

(4) 国際社会の観念 それでは、ヴァッテルが、ヴォルフの世界国家概念を否定した背景には、前章第五節で述べ

た、ヴォルフの世界国家概念に内在するとみなされる、自然状態と国家状態の併存という論理的矛盾についての認識があつたのであろうか。ヴァッテルは、そうした論理的矛盾を避けようとして、個別国家間の国家としての世界国家の存在を否定したのであろうか。

『国際法 (DG)』のなかでこれに関する記述はどこにもみられない。そもそもそうした矛盾をヴァッテルが認識していたか否かは確定することができない。ともあれヴァッテルは、以下のように、個別国家間には、世界国家のような「国家」ではなく、一つの「社会」が存在することは認めている。

ヴァッテルはまず、自然状態に生存している個々の人間間に、「すべての人間間に設立された自然社会 (société naturelle établie entre tous les hommes)」⁽⁴²⁾「人類の普遍社会 (Société universelle du Genre-humain)」⁽⁴³⁾ないしは「人類社会 (société humaine)」⁽⁴⁴⁾が存在するとする。この社会は、自然そのものの制度、いいかえれば人間本性の必然的結果とみなされている。そこで、すべての人間は、この社会を育成し、相互交通・相互援助という義務を果たさなければならぬとされる。この自然社会は、個々の人間が個別国家を形成していく段階で、国家間の社会、すなわち「すべての国家の間に自然によって設立された大社会 (grande Société établie par la Nature entre toutes les Nations)」へと継承される。そして、自然社会において個々の人間が有していた、相互交通・相互援助の義務は、自然社会から大社会へと継承された段階では、個々の国家が有することになる。そうした相互援助の目的は、人間間の自然社会においては、個々の人間の完成にあつたのに対応させて、国家間の社会においては、個別国家の完成にあるとされる。⁽⁴⁵⁾

この、個々の国家間に設立された「大社会」⁽⁴⁶⁾がどのような社会であるかについて、ヴァッテルが明確に説明している箇所は見あたらない。しかし、世界国家を否定していることからすれば、個別国家の意思に反して強制するような

機関が存在しないことは間違いない。また、大社会の第一の一般法は、国家は他の国家の幸福と完成のために寄与すべきである、ということであるが、⁽⁴⁷⁾第二の一般法は、国家の自由・独立の享受が認められなければならないということである。いかなる国家も、自然上享受する諸権利が尊重されない場合には、国家間の自然社会は存続し得ないとされている。⁽⁴⁸⁾以上のことからすれば、国家間の自然社会、つまり大社会は、自然状態に生存している、自由・独立な個別国家間に成立する、支配者⇨上位者の存在しない社会と捉えることができる。⁽⁴⁹⁾

このことは、ヴァッテルが用いている用語と、ヴォルフの用語を比較することによっても確認される。すなわちヴァッテルの「大社会」は、ヴォルフが自然状態に生存している個々の人間によって構成される社会に付している名称、「(自然)大社会 (societas magna (naturalis))」とまさしく同一である。ヴォルフの場合、この(自然)大社会は、人類が諸国家に分裂する時点で、国家間に成立する世界国家—ヴァッテルはそれを「一種の大国家 (une espèce de grande République)」と呼ぶ⁽⁵⁰⁾—へと形を変えて継承されたと捉えられていた。ヴァッテルの場合には、人類が諸国家に分裂した時点で成立するのは、国家間の国家である「世界国家」ではなく、国家間の「大社会」である。ヴァッテルの大社会は、ヴォルフの「一種の大国家」である世界国家と類比されるものではなく、「(自然)大社会」と類比されるものである。

なおヴァッテルは、ヨーロッパにおける個々の国家は、独立であるものの、共同利益により結びつけられており、また、そこでの秩序と自由を維持するために結合していることからして、近代ヨーロッパは、「一種の国家 (団体) (une espèce de République)」をなしているとも言えるとしている。ここでヴァッテルが意図しているのは、政治的均衡というシステムのなかで個々の国家が共同の利益を実現するために一定の協力関係にあるということであり、⁽⁵¹⁾ヴォルフの考えるような「一種の大国家」が個別国家間に成立しているということではけっしてない。⁽⁵²⁾

以上のようにヴァッテルは、人類が諸国家に分裂した時点で成立する国家間の社会Ⅱ大社会の存在を認めるもの⁽⁵³⁾、それは、ヴォルフの世界国家のような、政治社会Ⅱ国家と構成されるものではなく、自然状態に生存する自由・独立な個別国家間に成立する、支配者Ⅱ上位者の存在しない社会なのである⁽⁵⁴⁾。そこには、個別国家の意思に基づかない従属を強制できるような機関は存在しない⁽⁵⁵⁾。

ヴァッテルは、以上のような国際社会観をとることにより、結果としては、ヴォルフのような、自然状態と国家状態の併存という論理的矛盾を避けることができた⁽⁵⁶⁾。繰り返しになるが、ヴァッテルがそのことを意識的に行なったかどうかは別問題である。しかしながら他方で、世界国家を否定し、個別国家間には自然社会のみが存在し、それはけっして政治社会Ⅱ国家ではないという構成をとると、今度は、ヴォルフが自然国際法と意思国際法という二つの一般国際法の妥当を同時に認め、しかも自然国際法が本来的な国際法として国家間関係を規律する法原則の圧倒的多数を占めることができるようにするために、細心の注意を払って作り上げた装置が働かないことになってしまわずである。すなわち、ヴァッテルのように、国家間の政治社会Ⅱ国家、つまり世界国家の存在を否定してしまうと、その世界国家のいわば「国法」としての位置づけがなされ、個別国家の国法と同一の体系的な性質を確保していた意思国際法の基礎づけをどこに求めるのが、きわめて困難な課題として、解決を迫られることになる。

ヴァッテルは、ヴォルフの世界国家についての理解が正確なものであったとは到底言えないままに、その世界国家概念を否定してしまった。そこで、つぎの問題は、ヴァッテルは意思国際法概念に、世界国家以外の、別の確固たる基礎づけを与えることができたのか、ということになる。

三 意思国際法の構想と機能

(1) 意思国際法の必要性 ヴァattelが、その意思国際法の基礎づけをどこに求めるかを探求する前に、まずそれをどのような法として構想し、どのような機能を担わせようとしていたかを探求する必要がある。その点でもヴァattelは、ヴォルフと異なるのであろうか。

ヴァattelが、実定法を自然法と別個の法として必要とする理由は、実はヴォルフと同じである。そのことをヴァattelは、一七四五年ごろ、ディジョンのアカデミーの、一七四二年度懸賞課題「自然法は国法に頼ることなく社会を完成へと導くことができるか (La loi naturelle peut-elle porter la société à la perfection, sans le secours des lois politiques ?)」について執筆した論文のなかで明らかにしている。その論文は、一七四六年に出版された『断片集—付 道徳および娯楽に関する数編の書簡—』のなかに収録されている。⁽⁵⁷⁾

この論文においてヴァattelは、国法に頼ることなく自然法のみによって社会を完成へと導いていくことは不可能であるという結論を下す。かれによれば、自然法は、事物の本性、とりわけ人間の本性に基づく行為準則であり、人間は「理性 (raison)」によってその自然法を知るに至る。すなわち、人間の自由な行動と事物の本性・人間の本性とが合致しているか否かは理性によって判断できる。⁽⁵⁸⁾「人間があるべき姿でいるならば (si les hommes étoient tels qu'ils devoient être)」つまり「理性的で」「有徳な」人間であれば、国法はなんら必要なく、自然法のみで十分であろう。⁽⁵⁹⁾しかしながら、現実の人間は、あるべき姿からはほど遠い。現実の人間は、激情とか偏見などのため、自然法の要求を理解できないし、自己の真の利益もよく知らない。理性的人間であれば、創造主に対する服従と自然法の遵守に必然的に伴う利益という二つの動機によって、自然法の遵守へと導かれるはずであるが、大多数の人間はそうした動機に支配されてはいない。⁽⁶⁰⁾そこで、「人類が置かれている現状においては (dans l'état actuel où se trouve le genre humain)」自然法は、国法に頼ることなく社会を完成へと導くことはできない、とヴァattelは結論づけて

いる。⁽⁶²⁾

前章第四節で詳細に述べたように、一七世紀後半から一八世紀前半にかけて、自然法のみを妥当を認める「自然法学派」と、自然法以外に実定法の存在をも認める学者群との対立が続いていた。そうであるからこそ、デイジョンのアカデミーの課題として「自然法は国法に頼ることなく社会を完成へと導くことができるか」という問題が出題されたとも言える。これについてヴァッテルは、理性的人間というへあるべき人間であるならば、自然法はおのずと遵守され国法は必要ないとする。しかしながら、現実の人間、へあるがままの人間は、十分な理性を有しているとは言えず、自然法以外に国法がなければ人間の社会は完成へと至ることができないとするのである。

ヴァッテルのこの論文は、ヴォルフの国際法論の主著『国際法論』が刊行される一七四九年以前に公表されているが、ヴォルフはすでに一七二一年に刊行した『ドイツ政治学』のなかで自然法と国法の関係について、同様の見解を展開していた。ヴァッテルは、その著作の影響を受けて、本論文を執筆したと推定される。

さらにヴァッテルは、一七五八年の『国際法(DG)』のなかで、自然国際法以外に意思国際法が必要とされる理由を、自然法と国法の場合と同様の論拠により説明する。「諸国家が相互に存在している状態(état ou les Nations se trouvent les unes avec les autres)」を考慮すれば、自然国際法の「厳格さ(rigueur)」をつねに維持することは不可能であり、それに対して修正や制限を相互に認めざるを得ない。⁽⁶³⁾ すなわち、ヴァッテルによれば、国家のあるがままの状態を考慮するとき、自然国際法の厳格さに変更を加えた法として、意思国際法が必要とされるのである。

ヴァッテルは、こうした意思国際法の必要性を国法の場合とアナロジカルに捉えていることを明示している。

……この法〔自然法〕は、諸国家の共同利益のために、意思国際法の遵守を勧める。それは、自然法上の諸原

則を政治社会の状態にもっと適合的なものとし、さらに、もっと容易で確実な適用のできるものとするために、国法が自然法上の諸原則に対して加える変更 (changemens) を、自然法が認めるのとまったく同一である。⁽⁶⁴⁾

ここにヴァッテルは、自然法を政治社会 || 国家の現実の状態にもっと適合的なものにするために国法が必要とされるという論理が、そのまま意思国際法にも適用されるとしている。⁽⁶⁵⁾

以上のように、ヴァッテルは、ヴォルフとまったく同様の論拠により、へあるべき人間を想定した理念的な法である自然法・自然国際法の他に、へあるがままの人間を想定した現実的な法である国法・意思国際法が必要であると結論づけている。

(2) 自然国際法と意思国際法の関係 ヴァッテルは、以上のようなかたちでその必要性を論証した意思国際法と、自然国際法との関係についての一般論を『国際法 (D G)』の「序文」においてつぎのように展開している。

……わたくしは、僭越ながら、本書において以下のことを明らかにする予定である。すなわち、諸国家の事務に
 関して、自然法の厳格さに対してもたらされるべき、あらゆる修正 (modifications)、あらゆる制限
 (restrictions)、一言で言えばあらゆる変更 (changemens) は、それに基づいて意思国際法が造り出されるものであるが、そうした変更は、諸国家の自然的自由、諸国家の共同の安寧という利益、諸国家の相互交通の本質、諸国家の相互的義務、それに内的権利 || 法と外的権利 || 法の区別・完全な権利 || 法と不完全な権利 || 法の区別、から導かれる。このことは、ヴォルフ氏が自然法に関する著作「『科学的方法によって考察された自然法論』」のなかで個人に関して論じたのとほぼ同様に論じることによってなしうる。⁽⁶⁶⁾

ここにヴァッテルは、明示はしていないものの、ヴォルフがその『自然法論』第八巻のなかで論じた、個人に関する、自然法と国法の関係についての「国法の自然理論」を、自然国際法と意思国際法の関係にも類推適用する、と説明していることが出来るようにもみえる。

ところがヴァッテルは、この点に関して『国際法 (DG)』のどこにおいてもこれ以上展開していない。前掲の引用箇所によれば、意思国際法によって自然国際法に対して加えられる変更の要因として、①国家の自然的自由、②共同の安寧という利益、③相互交通の本質、④相互的義務、⑤内的権利法と外的権利法の区別・完全な権利法と不完全な権利法の区別、という五つが挙げられている。ところが、これらのうち最初の四つの要因はヴォルフについても当てはまるとみなされるが、五番目の要因はそうではない。ヴァッテルは、この内的権利法 (Droit interne) と外的権利法 (Droit externe)、完全な権利法 (Droit parfait) と不完全な権利法 (Droit imparfait) の区別をつぎのように論じている。

義務 (Obligation) は、良心を拘束するかぎりにおいて、すなわちわれわれの責務 (notre devoir) についての諸規則により与えられるかぎりにおいて、内的である。これに対して、義務は、他の人間との関係において考慮されるかぎりにおいて、すなわち人間の間になんらかの権利を生み出すかぎりにおいて、外的である。内的義務は、程度に差があるにしても、その本質はつねに同一である。ところが外的義務は、完全な義務と不完全な義務に分けられ、義務から生み出される権利も同様に、完全な権利か不完全な権利ということになる。完全な権利とは、それに対応する義務を果たそうとしない者を強制する権利 (droit de contraindre) を伴う権利である。これに対して

不完全な権利は、そうした強制権を伴わない権利のことである。完全な義務は強制権を生み出す義務であり、不完全な義務は、他の者に対して、要求する権利 (*droit de demander*) のみを与える。⁽⁶⁷⁾

ここにヴァッテルは、良心を拘束するのみで相手方に権利を与えることはない内的義務と、相手方に権利を与える外的義務、という二種類の義務に分け、さらに、後者の外的義務を、相手方に強制権を与える完全な義務—これに対応するのが完全な権利—と、相手方に要求権のみを与える不完全な義務—これに対応するのが不完全な権利—に二分している。⁽⁶⁸⁾

それでは、先に引用した箇所に挙げられていた、外的権利と区別される「内的権利」とはいったいどのような権利なのであろうか。内的義務は相手方に権利を与えないものとされていることからすれば、その内容は、一見したところ不明と言わざるを得ない。この点に関する明確な叙述は、実は、ヴァッテルの『国際法 (DG)』のなかには見いだせない。この点で参考になるのが、ヴォルフの理論である。ヴォルフは、『自然法論』の第一巻および第三巻のなかで、内的権利と外的権利の区別、内的義務と外的義務の区別を詳細に論じている。⁽⁶⁹⁾

ヴォルフは、内的義務 (*obligatio interna*) と外的義務 (*obligatio externa*) の区別、後者については完全な義務 (*obligatio perfecta*) と不完全な義務 (*obligatio imperfecta*) の区別をする。⁽⁷⁰⁾ 外的義務は、他人との関係について考慮されるものであるので、他人との関係を含む行動についてのみ成立する。つまり外的義務は、「他人に対する責務 (*officium erga alios*)」についてのみ成立する。⁽⁷¹⁾ これに対して、内的義務にはそうした制約はないので、他人に対する責務、自己に対する責務、神に対する責務、のいずれについても成立しうることになる。

ヴォルフは、他人に対する責務については、内的義務と外的不完全義務とは、同一のことを異なる観点から捉えた

ものにすぎないとする。そのことをかれは、ラザロ (貧民) (Lazarus) に対する、クロイソス (大富豪) (Croesus) の、布施を与える義務を例に挙げて説明する。すなわちクロイソスがラザロに対して布施を与えることを拒否した場合、クロイソスは (良心において) 罪を犯している (pecco) ことになる。布施を与える義務は、クロイソスの良心を拘束するのみなので、これは内的義務である。ところで、クロイソスが自己の意思によつて不正を与えることを欲しないとしても、ラザロは、布施を与えるようにクロイソスに要求する権利 (jus petendi) はあるが、強制する権利 (jus cogendi) は有していない。そこで、クロイソスの、布施を与える義務は、賃金を支払うべき賃借人の義務のよう⁽⁷²⁾な、完全な義務ではなく、不完全な義務とみなされる⁽⁷³⁾。

以上のようにヴォルフは、布施を与える義務について、クロイソスの良心を拘束しているという側面に着目するかぎりは内的義務とみなし、布施を与えるよう要求する権利はあるが、布施を与えるよう強制する権利はラザロにないという側面に着目するかぎりには、外的不完全義務とみなすのである。つまり、「他人に対する責務」については、内的義務と外的不完全義務とは同一のことを異なる観点から捉えたものにほかならない。

さらにヴォルフには、内的権利と外的権利の区別についてつぎのように述べている箇所がある。

外的権利 (jus externum) とは外的義務から生じるものである。これに対比させられるのが内的権利 (jus internum) であり、それは内的義務から生じる⁽⁷⁴⁾。

この箇所によれば、内的権利と外的権利の区別と内的義務と外的義務の区別が完全に対応しているかのように捉えられる。しかし、つぎの箇所に注意しなければならない。

外的権利はすべて完全である。というのも、外的権利は外的義務から生じるからである。そして外的義務は、自己の意思によって果たされない場合には、果たすよう強制する権利が他人に与えられるので：⁽⁷⁵⁾

ヴォルフがここで完全な「外的権利」を生む「外的義務」ということで想定しているのは、外的完全義務にほかならない。完全な義務である外的完全義務から、完全な権利である外的権利が生じるのである。他方、ヴォルフが「内的権利」を生む「内的義務」ということで想定しているのは、内的義務は本来権利を生み出さないものであることに鑑みれば、「他人に対する責務」について、内的義務と異なる観点から捉えられた、外的不完全義務のことにほかならない、とみなされる。つまり、外的完全義務に対応するのが「外的権利」、内的義務^{II}外的不完全義務に対応するのが「内的権利」、ということになる。そして、外的権利は強制する権利を伴う完全な権利で、内的権利は要求する権利のみを伴う不完全な権利なのである。⁽⁷⁶⁾

以上をまとめるとつぎのようになる。「自己に対する責務」および「神に対する責務」については、内的義務のみが成立する。これについては、外的不完全義務とか内的権利というものはあり得ない。⁽⁷⁷⁾これに対して「他人に対する責務」については、不完全な権利である内的権利を生み出す内的義務^{II}外的不完全義務と、完全な権利である外的権利を生み出す外的完全義務とに分類される。⁽⁷⁸⁾

ヴォルフにおいては、以上のような権利義務の区別が、自然法と国法の区別、あるいは、自然国際法と意思国際法の区別にそのまま対応しているわけではけっしてない。自然法上の義務がすべて不完全な義務とされているわけではないのである。⁽⁷⁹⁾

ヴァッテルは、以上のようなヴォルフによる権利義務の区別、すなわち、「他人に対する責務」について、内的義務Ⅱ外的不完全義務、それに対応する内的権利Ⅱ不完全な権利と、外的完全義務、それに対応する外的権利Ⅱ完全な権利とを区別する考えを受け継いだとみなされる。しかしながら、ヴァッテルの場合には、ヴォルフの場合とは異なり、こうした区別と自然国際法と意思国際法の区別とが対応関係にあるとみなされている。

……必然法 (*Droit nécessaire*) は良心においてつねに義務的であるので、国家は自己の責務を果たすためにとらなければならない方策を熟考するさいには、けっしてそれをなおざりにしてはならない。これに対して、他の諸国家に対してなにを強要 (*exiger*) しうるかについて検討しているさいには、意思法 (*Droit volontaire*) を参照しなければならない。この意思法上の諸準則は、普遍社会の安寧と利益のために認められたものである。⁽⁸⁰⁾

ヴァッテルがここで「強要する」という言葉で意味しているのは、不完全な義務とされる「人道上の諸任務」について「国家はそれを要求する権利はあるが、強要する権利はない (*elle* [= *Nation*] a droit de les [= *offices d'humanité*] demander, mais non pas de les exiger)」としている箇所⁽⁸¹⁾があることに鑑みれば、不完全な権利についての「要求する」ということではなく、完全な権利についての「強制する (*contraindre*)」であるとみなされる。したがって、必然法Ⅱ自然国際法は、ときとして「良心の法Ⅱ権利 (*Droit de Conscience*)」と呼ばれる⁽⁸²⁾ことがあるように、自己の責務⁽⁸³⁾についてつねに良心を義務づける法、いかえれば、内的義務Ⅱ外的不完全義務、内的権利Ⅱ不完全な権利を規定する法とみなされ、これに対して、意思法Ⅱ意思国際法は、他の国家に対して何を強制できるかについての法、いかえれば、外的完全義務、外的権利Ⅱ完全な権利を規定する法とみなされる。

このことは、ヴァッテルが、ときとして、自然国際法を内的法⁸⁵ 権利、意思国際法を外的法⁸⁶ 権利と呼んでいることによっても確認される。

……各々の事項について必然法が規定することを確定した後で、ただちに、いかにして、また、なぜ、それらの決定が意思法によって修正されるべきであるかを付け加えることになる。すなわち、同じことを別の言葉で言えば、いかにして、諸国家間で遵守されるべき外的法⁸⁵ 権利が、諸国家の自由や諸国家間の自然社会の諸規則のために、ある場合には、つねに良心において義務的であるだけの内的法⁸⁶ 権利と異なるか、ということの説明することになる。⁸⁴

ここに、良心において義務的な内的法⁸⁵ 権利である法、つまり自然国際法と、諸国家間で遵守されるべき外的法⁸⁶ 権利である意思法、つまり意思国際法との対比が明瞭にされている。⁸⁶

さらに、以上のような自然国際法と意思国際法の区別にとって示唆的なのは、プーフエンドルフによる完全な権利義務と不完全な権利義務の区別である。⁸⁷ プーフエンドルフはつぎのように説明する。

……ある事柄がわれわれに完全に義務づけられ、ある事柄がわれわれに不完全に義務づけられる理由は……自然法上の諸規則のなかに、社会の存立 (esse) に資する規則と、社会のより良き存立 (Bene esse) に資するだけの規則との相違がある、ということである。他の人びとに対して前者よりも後者が守られるということは必要ではないので、前者が後者よりも、もっと厳しい方法で強要される (exigi) ということは合理的である……さらに、前

者については、ほとんどの場合、契約 (pactum) が存在するが、後者についてはそうではない。その限りで、後者は人間の羞恥心と良心にゆだねられているので、たまたま重大な必要性に迫られているという場合を除けば、他の人びとによつてそれらを力づくで強要されることは適当ではないであろう。⁽⁸⁸⁾

ここにプーフエンドルフは、社会の存立そのものにかかわる諸規則が完全な義務、社会のより良き存立にかかわる諸規則が不完全な義務、を規定するとしている。⁽⁸⁹⁾

こうした区別の仕方をヴァッテルは踏襲する。

……国家は、ある事柄を、それ自体としては不正で非難すべきこと (injustes et condemnables) であっても、受忍し (suffrir) なければならない場合が多い。というのも、それらの事柄を力づくで妨害すれば、ある国家の自由を侵害したり、諸国家の自然社会の基礎を破壊することになるからである。また、諸国家はこの社会を育く (cultiver) まなければならぬので、すべての国家は、いま確立したばかりの原則に同意したと当然みなされる。ここから導かれる諸原則が、ヴォルフ氏が意思、国際法と名づけるものである。さらに、この法の基礎を確立する方法について、この卓越した人物と見解を異にしなければならぬという確信を持ったとしても、同じ用語を使うことを妨げるものはなにもない。⁽⁹⁰⁾

他の箇所でもヴァッテルは、意思国際法を「普遍社会の安寧と利益のため」⁽⁹¹⁾、「人類社会の平穏と幸福のため」⁽⁹²⁾、あるいは「人類の大社会の安寧と利益のため」⁽⁹³⁾ 確立された法と捉えている。すなわちヴァッテルは、意思国際法を国際社

会の存立そのものにかかわる法とみなしているのである。これは、社会の存立そのものにかかわる法が完全な権利義務を規定するとする、プーフェンドルフの理論と符合することになる。

ところで、意思国際法が完全な権利義務を規定する法であるとして、完全な権利のメルクマールである「強制権」は、ヴァッテルの考える国際社会において、どのようなものとして捉えられているのであろうか。これについてかれはつぎのように説明する。

自然社会の法律 (Loix de la Société naturelle) 「〔意思国際法〕は、すべての国家の安寧にとつてはなほだ重要であるので、それが無視されることに慣れてしまうと、いかなる人びとも、いかに賢明で、正当で、穏当な措置をとることができたとしても、自己保存したり、自国内の平穏を保つことを見込むことはできなくなってしまうだろう……したがって、自然によって国家間に定められた、社会の法律に公然と違反する国家、あるいは、この社会の幸福と安寧を露骨に攻撃する国家を、力づくで抑圧する (reprimer par la force) 権利がすべての国家に帰属することになる。⁽⁹⁴⁾

ここにヴァッテルは、意思国際法に違反する国家に対しては、他のすべての国家に、違反国を力づくで抑圧する権利が帰属することになることを明らかにしている。この権利こそが、完全な権利のメルクマールである強制権にほかならない。⁽⁹⁵⁾

以上のように、ヴァッテルは、自然国際法と意思国際法の関係については、ヴォルフのように「国法の自然理論」によって説明するのではなく、権利義務の区別によって説明している。そうした権利義務の区別そのものは、ヴォルフ

フにもみられる理論であるが、その区別と自然国際法と意思国際法の区別とを対応させるのは、ヴァッテルに独自の理論である。

ヴォルフは、「国法の自然理論」という、きわめて精緻な理論を適用することにより、自然国際法と意思国際法の微妙な関係を理論化した。それは、ウルピアヌスの表現を借りて、「自然国際法と全面的に異なるわけではないし、あらゆる点でそれに適合しているわけではない」⁹⁶法として意思国際法を位置づけるものであった。これに対してヴァッテルの場合には、不完全な権利義務を規定する自然国際法と、完全な権利義務を規定する意思国際法、というかたちで、至極単純なかたちで二つの法は区別されることになった。したがって、ヴォルフのように、「自然国際法と全面的に異なるわけではないし、あらゆる点でそれに適合しているわけではない」というような表現は、ヴァッテルの著作にはみられない。ヴァッテルにおいては、意思国際法は、自然国際法上の諸規則を国際社会の状態にもっと適合的なものとし、さらに、もっと容易で確実な適用のできるものにするために、自然国際法上の諸原則に対して「変更」を加えた法である、とみなされているのである。しかしながら、そのことは逆に、ヴォルフが苦心惨憺して理論化した、自然国際法と意思国際法の微妙な関係を放棄したことをも意味する。

(3) 意思国際法の二重の機能 以上のように、ヴォルフとは相当異なるかたちで構想されている意思国際法に、ヴァッテルは、以下に述べるように、表面的には、ヴォルフの意思国際法の場合と同じく、現実の理論化Ⅱ正当化と現実批判という二重の機能を担わせようとしているかのように見える。

上述したように、ヴァッテルは、自然国際法とは別に一般国際法として意思国際法が必要とされる理由を、ヴォルフと同様、〈あるべき人間〉を想定した理念的な法としての自然国際法と、〈あるがままの人間〉を想定した現実的な法としての意思国際法というかたちで説明していた。ここに、現実の理論化Ⅱ正当化という、意思国際法の第一の機

能が存在する。すなわち、ヴァッテルの意思国際法も、現実の法現象を理論化して、それに正当性を付与しようとする機能を、まずなによりも第一に有している法として構想されているといえることができる。

この点はヴァッテルの場合、ヴォルフの意思国際法の場合よりも、もっと徹底しているとも言える。それには二つの理由がある。すなわち第一に、ヴァッテルがある理論を意思国際法によって説明しようとするさいに、ヴォルフよりもはるかによく国家慣行を引き合いに出すという事実がある。たとえばヴァッテルは、主権者と人民の間の争いが内乱 (*Guerre Civile*) の段階にまで達しているときには、他の国家はみずからが正しいとみなす側を援助できるといのが、意思国際法上の準則であるとしたうえで、「諸国家の慣行 (*Pratique*) はわれわれの準則に合致している」と述べている。そして、ドイツのプロテスタントがフランスの改革派を援助したこと（一五六二年—九八年のユグノー戦争）、またそれと同じ時期に、フランスがオランダとイスパニアの対立に際してオランダを援助したこと（一五八一年—一六〇九年のオランダ独立戦争）、などを例として挙げている。⁽⁹⁷⁾

また、陰謀に加担した外交使節にも不可侵権が認められるべきかという問題について、ヴァッテルは、意思国際法によれば、諸国家は本来帰属すべき、いくつかの権利—この事例では陰謀に加担した外交使節を処罰する権利—を奪われることがあるので、主権者自身の安全や国家の安寧と両立する限度で、その不可侵権を認めるべきとする。そして、ヴァッテルは、そうしたことは大部分の国家群、とりわけヨーロッパ諸国が一致して認めているところであると述べている。⁽⁹⁸⁾

第二に、前述したように、ヴァッテルの意思国際法は、自然国際法と異なり、完全な権利義務を規定する法と捉えられていた。すなわち、現実の法現象が意思国際法のなかに理論化されると、完全な権利義務を伴うこととなり、強制可能性が担保されることになる。その意味で、現実の理論化—正当化—という意思国際法の機能は、より貫徹したも

の、いいかえれば、実現可能性の高いものになっていると言える。

以上の二つの点からして、ヴァッテルの意思国際法の第一の機能、現実の理論化Ⅱ正当化は、ヴォルフのそれよりも、もっと徹底したものになっていてと位置づけることができる。⁽⁹⁹⁾

それでは、第二の機能、現実批判の機能はどうであろうか。ヴォルフの場合には、「国法の自然理論」という、はなはだ精緻な理論により、現実を「フィルター」にかけ、一定の現実のみを意思国際法とみなし、それ以外のものは特別国際法にすぎない慣習国際法とみなしていく、というかたちで、現実批判という機能を十分なかたちで確保することができた。ところが、ヴァッテルはこの「国法の自然理論」を明示的には継受していない。ヴァッテルは、自然国際法と意思国際法の間を、「国法の自然理論」によってではなく、主として権利義務の区別によって説明する。

そのことからすれば、ヴァッテルの意思国際法は、現実の理論化Ⅱ正当化という、第一の機能のみを有する法とみなさざるを得ないことになる。

しかしながら、ヴァッテルにも、ヴォルフのように体系的ではないにしても、個別的なかたちで、現実批判という第二の機能を意思国際法に担わせようと努力している箇所が見受けられる。それがとりもおさず、戦争の部分である。戦争は、ヴォルフが意思国際法上の制度として挙げるもののうち、理論的にも実践的にももっとも重要なものとみなされる。その戦争に関する叙述が、ヴァッテルの場合、一見したところでは、ヴォルフとほぼ同じものになっているのである。

ヴァッテルは、『国際法(DG)』第三編「戦争について」の第一章から第二章において、自然国際法上の伝統的な正戦論を展開する。⁽¹⁰⁰⁾ すなわち、各主権者は、「戦争を行なう権利(droit de faire la Guerre)」を有するが、戦争を行なうには、「正当事由(Juste Cause)」と「適切で称賛すべき動機(motifs honnêtes et louables)」が必要である。⁽¹⁰¹⁾

正当事由とは、「すでになされた不正⁽¹⁰³⁾ または、なされる恐れのある不正 (injure, ou déjà faite, ou dont on se voit menacé)」のことであり、⁽¹⁰⁴⁾ 適切で称賛すべき動機とは、「国益、つまり市民の安寧と共同利益から導かれた動機」のことである。⁽¹⁰⁵⁾ この二つが揃って存在して初めて、正当戦争 (Guerre juste) とみなされる。⁽¹⁰⁶⁾

戦争の目的としてヴァッテルが挙げるのは、回復、将来の安全保障、防衛 (＝抑止)、の三つである。前二者のための戦争が攻撃戦争、防衛のための戦争が防御戦争である。防御戦争は、不正な攻撃者に対してなされるとき正当である。攻撃戦争が許容される (permis) ためには、(完全な) 権利の存在、武器に頼るしかないことが必要とされる。⁽¹⁰⁷⁾ 戦争が双方にとって正当であり得るかという問題についてもヴァッテルは、ヴォルフと同様、「やむをえざる不知」と「やむをえざる錯誤」の場合を除き、原則的にはあり得ないとする。⁽¹⁰⁸⁾

さらにヴァッテルは、以上のような「戦争を行なう権利」のほかに、正戦遂行中において支配すべき権利 (droit de la Guerre)⁽¹⁰⁹⁾ と、国家が相互に遵守すべき法規＝戦争法規 (Loix de la Guerre)⁽¹¹⁰⁾ の二つの問題を論じている。前者については、対敵殺傷権⁽¹¹¹⁾、捕虜とする権利などの、敵性を有する人びとに対する権利と、掠奪・鹵獲などの、敵産に対する権利が存在する。また、後者については、敵との信義は守るべきこと、⁽¹¹²⁾ 間諜は許容されないことなどが挙げられている。

また、不正戦争を行なう者は、戦争においてなんらの権利を有することもなく、⁽¹¹³⁾ その敵対行為はすべて不正とみなされる。⁽¹¹⁴⁾ したがって、損害賠償、適正な謝罪、刑罰の責めを負うことになる。⁽¹²⁰⁾

以上のような正戦論に対して、『国際法 (D G)』第三編第一二章「正当事由とは独立の、形式戦争 (Guerre en forme) の効果に関する意思国際法」においては、自然国際法上の正戦論とは異なる、意思国際法上の戦争論が展開されている。⁽¹²¹⁾ それは、自然国際法の「厳格さ」のために必要とされる。⁽¹²²⁾ ヴァッテルは、意思国際法上の戦争を「形式

戦争」と名づける点ではヴォルフと異なるが、その効果として論述するところはヴォルフと同一である。すなわちヴァッテルの形式戦争論はつぎの三つの要素からなる。第一に、形式戦争は、その効果に関するかぎり、双方にとって正当 (juste) とみなされる。⁽¹²³⁾ 第二に、正当な側に許容されていた (permis) ことのみが不正な側にも許容される。それ以上のことは墮落した習俗 (mœurs corrompues) であり、不正で野蛮な慣習 (Coutume injuste et barbare) を生み出す。それ自体不正なことはだれにも許容されない。⁽¹²⁴⁾ 第三に、不正な側には法の外的効果 (effet extérieur du Droit) と人間間の不可罰性 (impunité) が与えられるにすぎない。自己の行為を正当化し、かつ自己の良心を安心させることのできるような、真の権利 (droit véritable) が与えられるわけではない。意思国際法は、もっと大きな悪を招来することなしには避けることのできないようなことを「受忍する (tolérer)」のである。⁽¹²⁵⁾

以上のように、自然国際法上の戦争と意思国際法上の戦争を区別する考えそのものは、表面的には、ヴォルフの戦争をほぼそのまま踏襲していると言える。そこには、ヴォルフの場合と同様、戦争が国家政策上の問題と捉えられるという、一八世紀ヨーロッパの現実を理論化し正当化する、意思国際法の第一の機能とともに、一定の国家慣行のみを意思国際法のなかに包摂し、それ以外は「不正で野蛮な慣習」⁽¹²⁷⁾ にすぎないとする、現実批判という、意思国際法の第二の機能がみてとれる。たとえば、ヴァッテルは、攻め落とされた都市において兵士の行なう残虐行為⁽¹²⁸⁾、公共物や教会の放恣な破壊などの例を挙げ、これらは意思国際法に違反するとしている。ここには、意思国際法によって、現実の国家慣行に対する一定の歯止めをかけようとする、ヴァッテルの意図がうかがえる。⁽¹³⁰⁾

したがって、理論体系としてではなく、単に戦争論という個別テーマの論述に当たってにとどまるが、ヴァッテルの意思国際法にも、現実の理論化し正当化という機能とともに、現実批判という機能が担わされていた。当時の国家間関係にとってもっとも重大な関心事が戦争であったこと、さらに、ヴォルフの意思国際法論においてもっとも代表

的な規律領域が戦争であったことに鑑みると、ヴォルフの意思国際法のもっとも重要な部分はヴァッテルに引き継がれたかのようにも解することができる。

しかしながら、実はその戦争論自体において、ヴァッテルの考えはヴォルフのそれとはかなり異なる要素をも合わせて持っているということに注意しなければならない。すなわちヴァッテルが、『国際法(DG)』第二編第一章「国家間紛争の終結方法」において展開している戦争観は、ヴォルフのそれとはかなり異なっている。ヴァッテルはまず、紛争—すなわち、国家間に権利の争いがある場合、あるいは、完全な権利の侵害である「不正(injure)」がなされた場合—の「平和的な(pacificque)」解決方法として、「妥協(Accommodement amiable)」、和解(Transaction)」、仲介(Médiation)」、仲裁(Arbitrage)の四つを挙げる。そしてこれらの方法を実施するため、ヴァッテルは会合・会談を国家に対して推奨している。⁽¹¹⁾

ヴァッテルは、疑わしい権利の場合、および、重要度の低い権利の場合には、以上のような平和的方法のいずれかがまずとられるべきであるとする。もっとも、そうした場合でも、一方の紛争当事者が平和的方法に同意しなかった場合には、武力に訴えることが可能となる。そうした武力行使は、それほど「非妥協的な(intraitable)」相手方に対しては正当とみなされるのである。さらに、以上のような権利ではない場合—すなわち、明白な権利の場合、および、本質的な権利の場合—には、自己の権利を防衛するため、最初から、すなわち平和的方法を試みることなく、武力に訴える権利が存在する。とりわけ本質的な権利についてヴァッテルは、自己の権利の実現のためにあらゆる手を尽くすべきであり、隷従よりは死を望むのが好ましいとまで述べている。このようにヴァッテルは、一定の場合に限定してはいるものの、紛争の解決手段の一つとして、武力の行使、つまり戦争を認めている。⁽¹²⁾

以上は、自然国際法上の原則である。意思国際法上はこれと異なる原則が妥当する。すなわち、意思国際法によれ

ば、個々の国家の独立と不可罰性が重要なのであり、それによれば、いかなる紛争の場合にも、武器に訴える前にまず平和的方法をとるか否かは各国の判断に委ねられている。いいかえれば、国家は、その自然的自由のために、なにをなすべきかはその良心により判断すべきなのであり、また、他国の完全な権利によって規定されていないことからすべてについて、自己の責務に則って行動する権利がある。したがって、国家は、紛争を終結させるために、最初から武力に訴えてもかまわないことになる。ヴァッテルによればそれは、「必要性 (necessité)」により受忍されている (toleré) ことである。⁽³³⁾ ヴァッテルにあつては、戦争は、意思国際法上は、あらゆる紛争の解決手段の一つと位置づけられているのである。

以上のような、「紛争の終結方法」として展開されている意思国際法上の戦争論と、さきに正戦論との対比で述べた意思国際法上の戦争Ⅱ「形式戦争」論とを結び合わせて考えてみると、つぎのような戦争観を看取することができ。すなわちヴァッテルによれば、戦争は、正当な側による権利Ⅱ法の追求 (consecutio juris) の手段というよりは、両当事者がその自然的自由からして、権利の存在あるいは権利の侵害をめぐる国家間の紛争を解決するためとすることができ、一つの手段とみなされている。そしてその戦争については、不正な側には人間間の不可罰性が与えられ、事由の正・不正が本質的な問題として問われることは、もはやない。

こうした戦争観は、前章で述べたヴォルフのそれと、表面的には類似しているものの、その本質は相当に異なっていると言わざるを得ない。すなわち、ヴォルフの場合、たしかに、正戦論とは異なる、意思国際法上の戦争が認められるものの、かれの戦争論の中核は、あくまでも権利Ⅱ法の追求手段としての正戦、いいかえれば、権利侵害Ⅱ不正という戦争の正当事由であった。意思国際法上の戦争は、あくまでも、人間間の不可罰性という観点から「受忍」されるにすぎず、神の下、あるいは、正義に照らしてみれば、けっして許容されないことなのである。したがって、か

これは、国家間の紛争解決の手段として戦争を位置づけるようなことはしていない。⁽¹³⁴⁾

ところが、ヴァッテルにあつては、自然国際法上の正戦論と意思国際法の形式戦争という二分法はヴォルフと同一であるものの、戦争の正当事由という要素よりは、国家の自然的自由という要素のほうが重要視されている。すなわち、ヴォルフにあつては、いわば大きなマイナス要因である、人間間の「不可罰性」が、ヴァッテルにあつてはかならずしも国家間関係においてマイナス評価されるべきものとは位置づけられていない。それよりは、国家に上位する判定者の不在、国家の自然的自由・独立の要素のほうが重要視されている。このようなヴァッテルの基本的立場からして、権利の存在をめぐる争い、あるいは、権利の侵害をめぐる争いである、国家間紛争を解決するための手段として戦争を一般的に位置づけること、いいかえれば、戦争の事由とは関係なく、両当事者にとつて等しく国家間紛争解決の手段として戦争を位置づけること、が可能となったのである。そこには、ヴォルフのような、「神は正当事由を有する側に加護する (Deus causam iustam habenti assistit)」⁽¹³⁵⁾ということは現実にはあり得ない、といった認識はそもそも存在しない。戦争による紛争解決は、どちら側に権利が存在するか、という点とはいちおう切り離して捉えられているのである。⁽¹³⁶⁾

以上のようにヴァッテルの戦争観が捉えられるとすれば、戦争を規律する意思国際法に担わされている、現実批判という第二の機能はきわめて稀薄化されたものにすぎなくなるという恐れをはらんでいたことになる。

したがって、ヴァッテルの意思国際法の現実批判という第二の機能は、理論体系としても、個別的なかたちでも、稀薄化されたものとどまり、その機能は現実の理論化＝正当化にはつきりと重心を移行させていると結論づけることができる。ここに、ヴォルフの意思国際法の機能との相違は、決定的と言ってもよい。

四 意思国際法の基礎とその脆弱性

以上のように、表面的にはヴォルフと類似していながらも、実際のところはヴォルフとは決定的と言ってもよいほど異なるかたちで構想され、そして異なる機能を担わされている意思国際法を、ヴァッテルはいついたいなにも基礎づけるのであろうか。この点でもヴォルフとの相違は決定的なのであろうか。

ヴァッテルはこれについてまず、意思国際法はヴォルフの場合と同様、「諸国家」の「想定された同意」に基づく法であるということにより¹³⁷、その実定国際法としての性格——「実定性」および「国際法性」——を確保させようとする。ヴァッテルは世界国家を否定しており、したがって、ヴォルフのような、世界国家のいわば「国法」としての位置づけは、意思国際法にまったく与えられていない。その点では、ヴァッテルにおいては、ヴォルフの場合と異なり、意思国際法の、国際法としての性格が稀薄化する恐れはない。

しかしながら他方で、ヴォルフの意思国際法の内容を「国法の自然理論」に依拠して具体的に確定する役割を担っていた世界国家の支配者——仮にフィクションとしても——がヴァッテルの場合には明確に否定されているために、ヴァッテルの意思国際法の内容が、いったいどのようなようにして確定されるのか、ということが問題となる。諸国家の「想定された同意」は、ヴォルフの場合と同様、意思国際法の実定性と国際法性を担保するのには有効なもの、その法の内容を具体的に確定するという役割を担うものではない。¹³⁸

この点でまず第一に注目されるのは、上述したように、ヴァッテルは、自然国際法と意思国際法の区別を権利義務の区別と対応させているという点である。すなわち、自然国際法は、内的義務Ⅱ外的不完全義務、それに対応する内的権利Ⅱ不完全な権利を規定する法であるのに対して、意思国際法は、外的完全義務、それに対応する外的権利Ⅱ完全な権利を規定する法として構想されている。いいかえれば、ヴァッテルの意思国際法は、国際社会の存立そのもの

にかかわる法であるが故に完全な権利を規定する法とみなされ、したがって、その法を侵害する国家に対しては力づくで抑圧する権利が他の国家に与えられるのである。国際社会の存立ということを経準とする、こうした権利義務の区別が、ヴォルフの「国法の自然理論」に代わるものとして、意思国際法の内容を確定する役割を果たしうるであろうか。

ヴァッテルによれば、国際社会は、個別国家の自由・独立を基礎としている社会であり、そこでは自国の行為に対する判定者は自国以外には存在しないとされる。ヴァッテルの国際社会は、自然状態に生存している、自由・独立な個別国家、つまり主権国間に成立する、上位者Ⅱ支配者の存在しない社会なのである。¹³⁹ そのことはしかし、各国家の力づくで抑圧する権利と矛盾しないのであろうか。すなわち、個別国家は自由・独立で自国の行動についての判定者は自国以外には存在し得ないはずであるにもかかわらず、意思国際法に違反する国家は、他の国家により意思国際法に違反すると「判定」されて、力づくで抑圧されるということがおこりうることになってしまふ。¹⁴⁰ これについてヴァッテルはつぎのような解決策を提示する。

しかしながら、国家の自由に反してこの権利（Ⅱ抑圧する権利）を拡大しないように留意しなければならない。すべての国家は自由・独立であるが、自然が諸国家間に確立した社会の法律（Ⅱ意思国際法）を遵守するよう義務づけられている。そして、そうした義務があるために、その法律を侵害する国家を他の国家は抑圧する権利を有することになる。したがって、すべての国家が一体として、個別国家の行動についてなんらかの権利を有することはないが、自然社会の利害がその行動に係る場合は別である。すべての主権国の行動についての、国家間の一般的な共通な法Ⅱ権利は、国家間に存在する社会の目的に基づいて評価されなければならない。¹⁴¹

ここにヴァッテルは、自然社会の利害に関係のある場合、いいかえれば、国際社会の目的に合致する場合にかぎり、すべての国家が、意思国際法に違反する国家を抑圧する権利を有するとし、そのことは個別国家の自由・独立には反していないと述べている。

しかしながら、以上のように考えることによつて、さきの矛盾が解消されるわけではけつしてない。というのも、国際社会の目的に合致しているか否かという判断自体が、国家間には共通の判定者が存在しない以上、各個別国家にゆだねられるしか途はないからである。したがつて、意思国際法についての力づくで抑圧する権利は、究極的には、その行使を、個別国家の自由な判断にゆだねざるを得ないことになる。ここに、個別国家の自由・独立は完全に保障されるものの、力づくで抑圧する権利の行使についての客観性の保障は稀薄なものになつてしまふ。

このことは、ヴァッテルの場合、意思国際法の基礎を、結局のところ、国家の主権平等原則に求めざるを得ない、ということに由来している。かれは、「意思国際法の基礎 (Fondement)」と題する節においてつぎのように述べている。

国家は、自由、独立、平等であり、また、自己の義務を果たすためになにをなすべきかについて自己の良心において判断しなければならぬので、そうしたことすべての結果として、国家の事務の管理において、また、国家のもろもろの権利の主張において、すくなくとも外的には、また、人間の間にあつては、国家間の権利の完全な平等がもたらされる。そのさい、国家の行動の本質的正義 (justice intrinsèque) を考慮することはなされない。なぜならば、それを最終的に判断するのは、他の国家の権限ではないからである。その結果として、一つの国家に許容

されていることは他の国家にも許容され、また、国家は人類社会において平等な権利を有する、とみなさなければならぬ。⁽¹⁴⁾

ここにヴァッテルは、国家は自由・独立・平等であり、国家の行動の本質的正義について他国が判断する地位にはないとする。そこで、国家は、それ自体として不正で非難すべきことであっても、つまり自然国際法と異なることであっても、受忍する義務があるとされる。ここにヴァッテルは、意思国際法を構想する。いいかえれば、国家の自由・独立・平等、つまり主権平等原則に基礎づけられた意思国際法が、国家の自由・独立をその基礎とする国際社会の利益を擁護し、さらにその社会の存立そのものにかかわる、という構成をとる。⁽¹⁴⁾ しかしながら、以上のように、国家の主権平等ということから、国家間における判定者の不在を導き、そのために意思国際法が必要とされるという構成をとることは、その意思国際法の内容の確定を、結局のところは、各国家の自由にゆだねる、という結果を必然的に招くことになってしまふのである。以上の点からして、ヴァッテルは、「国法の自然理論」、あるいは立法者としての世界国家の支配者という理論枠組に代えて、権利義務の区別、および、主権平等原則に基づく国際社会論を唱えたのであるが、それらはいずれも、意思国際法の内容を具体的に確定する役割を果たすことはできなかつたと結論づけることができる。

五 「実質的合意」のある一般実定国際法

前章で詳論したように、ヴォルフの意思国際法は、実定法的側面と自然法的側面、の二つの微妙なバランスの上になり立つ法、つまり「実質的合意」なき一般実定国際法として、また現実の理論化と正当化とともに現実批判という

二つの機能を担う法として構想されていた。ヴァッテルの意思国際法は、その必要性の点は別として、その自然国際法との関係の点でも、その機能の点でも、その基礎づけの点でも、ヴォルフのそれとは異なる法として構想されていた。そこで、最後にまとめのかたちで、ヴァッテルの意思国際法とヴォルフの意思国際法との相違は、国際法理論体系全体のなかで見たときに、決定的と言えるか、という点を検討したい。

ヴァッテルは、以下の諸点においてヴォルフと同一である。第一に、個々の人間間を規律する自然法と、国家間を規律する自然国際法は異なる法であるとする点である。自然法と自然国際法を異なる法として初めて提示したのはヴォルフであるとヴァッテルは高く評価し、その考えを引き継いだ。具体的に二つの法がどの点で異なるかがかならずしも明確ではない点もヴォルフと同一である。

このほかに、この自然国際法を本来的な意味での国際法とすること、〈あるべき人間〉と〈あるがままの人間〉との相違により、意思国際法の必要性を説くこと、意思国際法のほかに、協定国際法および慣習国際法の、合わせて三つを実定国際法とすること、自然国際法と意思国際法のみが一般国際法であり、特別国際法である協定国際法や慣習国際法は国際法学の体系的な叙述の対象とはならないこと、⁽¹⁴⁾以上の点においてもヴァッテルの意思国際法概念は、ヴォルフのそれと同一である。

以上の諸点からすれば、ヴァッテルの意思国際法概念はヴォルフのそれと基本的な点は一致しており、その意味では、意思国際法の基礎づけとしての世界国家概念を否定したとしても、ヴァッテルはヴォルフの国際法理論をほぼそのままのかたちで受容したと結論づけることができるかのようにも受け取られる。しかしながら、以下の諸点からすれば、国際法理論体系全体のなかで見たときに、ヴァッテルの意思国際法概念は、実は、ヴォルフのそれとは決定的に異なる概念であったと言わなければならない。

まず第一に、ヴァッテルの意思国際法はその規律対象をヴォルフよりもはるかに拡大しているという点が挙げられる。たしかに、ヴォルフ、ヴァッテルともに、意思国際法の規律対象として戦争がもつとも重要なものであるという点は同一である。しかし、ヴァッテルの場合には、戦争⁽¹⁴⁸⁾、紛争解決のための会議⁽¹⁴⁹⁾、取得時効・消滅時効⁽¹⁵⁰⁾のほかに、貿易の独占⁽¹⁵¹⁾、内乱⁽¹⁵²⁾、使節の不可侵権⁽¹⁵³⁾など、ヴォルフよりも明らかに多くの領域において意思国際法が妥当するとみなされている⁽¹⁵⁴⁾。その意味では、たしかにヴォルフの場合と同様自然国際法が依然として本来的な意味での国際法であるという基本線は崩されていないものの、自然国際法と意思国際法がそれぞれ役割を果たす領域の配分は、ヴォルフとヴァッテルではかなり異なっていると言えることができる。

第二の点は、上述した意思国際法の基礎づけである。ヴォルフの世界国家は明確に否定され、また、「国法の自然理論」は包括的なかたちでは継承されていないために、ヴァッテルの意思国際法は、国家の自由・独立をその基礎とする国際社会に基礎づけられることになっていた。しかし、国家間の判定者の不在ということからして、ヴァッテルの場合には、その意思国際法の内容は、結局のところ、各国家の自由にゆだねられることになってしまう。意思国際法の具体的な内容の確定にあたって、現実の国家慣行に対する歯止めとなるべき理論枠組みは、実際には存在しないのである。

さらに第三に、戦争論という個別分野においては、ヴォルフとまったく同様に、意思国際法は現実批判という機能を担う法として捉えられているかにもみえた。しかしながら、かれの戦争論全体からすれば、そうした機能はきわめて稀薄化されたものにすぎなかった。ヴォルフにおいてもヴァッテルにおいても意思国際法の規律領域のなかでもっとも重要とみなされる、戦争という個別分野においても、ヴァッテルの意思国際法は、国家慣行を無批判にとりこんでいく危険性をはらんでいたとみなされる。

以上の点をまとめると、ヴァッテルの意思国際法概念は、ヴォルフのそれよりも、妥当範囲の広いものとして構想されていながら、理論体系としても、個別分野においても、現実の国家慣行を、かなり無批判なかたちでとりこんでいく可能性を有している法とみなさざるを得ない。その意味では、その法は、現実批判の機能は有するにしても、その機能ははなはだ稀薄化したものとなり、現実の理論化¹⁵⁵ 正当化という機能のほうが圧倒的に前面にでてきてしまうものであったと言える。さらにいえば、実定法的要素と自然法的要素の微妙なバランスの上に立っていた、ヴォルフの意思国際法と比較した場合、明らかに実定法的要素のほうに重心を大きく移行させた法となっていたと捉えることができる。象徴的な用語を用いるとすれば、ヴァッテルの意思国際法は、国家慣行というかたちで国家が現に表明した意思、つまり「実質的合意」という側面を濃厚に有している一般実定国際法としての性格を持つ法と位置づけることが可能なのである。その意味で、実質的合意のない一般実定国際法としての枠組みを逸脱することはけっしなかつたヴォルフの意思国際法との相違は、決定的と言える。

これに加えて、ヴァッテルの国際法理論体系のなかで注意すべきなのは、協定国際法と慣習国際法が、実際には、ヴォルフと比べてはるかに大きな役割を果たす法と捉えられている点である。¹⁵² 上述したように、これらの法は特別国際法であり、国際法学の叙述の対象ではないとする一般論の点では、ヴァッテルはヴォルフとまったく同一である。¹⁵³ ところが、実際の論述のなかでは、ヴォルフよりもはるかに多くの事柄について、これらの法の妥当が認められている。さらに、条約締結を積極的に勧めている箇所、¹⁵⁴ 戦争についてのヨーロッパの慣習は称賛すべきものであると述べている箇所など、¹⁵⁵ 条約や慣習を積極的に評価している場合も存在する。また、協定国際法と慣習国際法は、意思国際法と同様、完全な権利義務を規定する法と捉えられていたと解される。¹⁵⁶ これらの点からして、ヴァッテルは、国家の明示の同意ないしは黙示の同意というかたちで、現に表明された国家の意思、つまり「実質的合意」に基づく実定国

国際法の意義を重視する傾向をはっきりと有していたのである。この点においても、一般論の枠組みをあくまでも維持しようとするヴォルフとの相違は決定的である。¹⁵⁷⁾

以上のように、ヴァッテルの国際法理論については、実定法的要素に明らかに重心を置いている理論構成となり、「実質的合意」のある一般実定国際法としての側面を濃厚に有することとなった意思国際法にヴォルフの場合よりも大きな任務が担わされていること、そして、「実質的合意」に基づく特別実定国際法としての、協定国際法と慣習国際法がヴォルフの場合よりもはるかに重要な役割を果たすべきものとされていることが指摘できる。これら二点からすれば、ヴァッテルの国際法理論体系は、全体としてみれば、依然として自然国際法を中核とするものではあるものの、「実質的合意」に基づく実定国際法—一般法としての意思国際法と特別法としての協定国際法と慣習国際法—に、大きく重心を移行させた理論構成になっていたと言えることができる。したがって、ヴァッテルの国際法概念、とくに意思国際法概念とヴォルフのそれとの相違は決定的であり、ヴォルフの国際法概念は、その本来的なかたちでは、ヴァッテルに受容されなかった、と結論づけることができる。

(1) ヴァッテルの生涯について簡単に触れておくことにしたい。

ヴァッテルは、一七一四年四月二五日、スイスのヌシャテル (Neuchâtel) 公国—当時はプロイセン国王フリードリヒ一世の所領—のクーベ (Courvet) で、牧師の息子として生まれた。その後移り住んだサン・トーバン (Saint-Aubin) の牧師館でしっかりとした教育を受けた後、父親ダヴィド (David Vattel) の望みもあり、一七二八年バーゼル大学に進み、神学を専攻した。三三年ジュネーヴ大学へ移り、道徳哲学を専攻した。それには、三〇年に父親が死去したことや生来の好みもあったが、ライプニッツやヴォルフの著作に引かれたことも一因となっていた。当時同大学で教鞭をとっていたビュルラマキの講義を聴講し

た可能性は高い。ヴァッテルがどのくらいジュネーヴに滞在したかは不明であるが、ともあれ一七四一年には、最初の著作『ライプニッツ体系の弁護 (Défense du système leibnitzien)』が出版された。この書は、スイスの哲学者クルーザ (Jean Pierre de Crousaz, 1663-1748) によるヴォルフ学派批判に反対して、ライプニッツやヴォルフの哲学を弁護するために執筆された著作である。

その後、ヴァッテルは就職活動に奔走したが、ようやく四七年三月になって、ドレスデンで、ザクセン選帝侯にしてポーランド国王アウグスト三世政府の首相、アンリ・ドゥ・ブリュール (Henri de Brühl) の庇護を受けることとなった。そして四九年にはベルン駐在弁理公使の地位を得た。もともと、つねにベルンに滞在している必要はなく、一年の大半をヌシャテルで暮らした。その後六〇年までの間、かれの著作活動はかなり進展した。

まず、文学や哲学などに関する著作群がある。つぎの四冊がそれである。『断片集—付 道德および娯楽に関する数編の書簡— (Pièces diverses avec quelques lettres de morale et d'amusement)』(一七四六年)、『この著作に二編の書簡を追加した』『哲学の余暇—哲学・道德・娯楽に関する数編の断片集 (Le loisir philosophique ou pièces diverses de philosophie, de morale et d'amusement)』(一七四七年)、『ポリエルジー』『文芸・詩集 (Poésie ou mélanges de littérature et de poésie)』(一七五七年)、『それに』『文芸・道德・政治論集 (Mélanges de littérature, de morale et de politique)』(一七六〇年)である。これらの著作以外に『現代史のための覚書 (Mémoires pour servir à l'histoire de notre temps)』と題する、総計三〇冊に及ぶ一連の著作群 (一七五七—六三年) の著者 (M.D.V.とのみ表記されている) がヴァッテルであるとする見解もある。また、これらの一群のうち、『戦争に関する政治的覚書』諸国家および諸主権者の行動と事務に適用された自然法の諸原則 (Mémoires politiques concernant la guerre, ou Principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains)』(一七五八年) のみをヴァッテルの執筆とする見解もある (これについては、Catalogue général des livres imprimés de la Bibliothèque nationale: Auteurs (Paris, 1968), tome CC III, pp.882-5参照。なお、J.E.G. de Montmorency, "The Great Jurists of the World: XI Emmerich de Vattel," *Journal of Comparative Legislation*, X (1909/10), p.19を参照)。

これらの著作群のほかに、ヴァッテルがずっと以前から準備していた大作がある。それが、五八年に出版された、かれの国際法論の主著『国際法、諸国家および諸主権者の行動と事務に適用された自然法の諸原則 (Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains)』(Londres, 1758) (以下注で引用するさいには、『国際法 (DG)』またはDGと略称する) である。この著作の成立過程については、ベルリンのプロイセン州立図

書館に所蔵されている、ヴァッテルとフォルマイとの書簡に詳細に記されている（この書簡群については、Ed. Béguelin, *En souvenir de Vattel 1714-1767* [Extrait du Recueil de travaux] (Neuchâtel, 1929), pp.91-4が詳しく取り上げている）。

一七六〇年ヴァッテルは、ヌシャテルでの「研究生活」から、ドレスデンでの「実務生活」への転換を余儀なくされる。それは、ザクセン選帝侯アウグスト三世が、ヴァッテルの国際法に関する主著の成功、および、当時の七年戦争のなかでザクセンが置かれていた微妙な外交的立場を考慮した結果であった。そして、六三年には、外交問題担当枢密顧問官に任じたのである。ヴァッテルはこの職に満足し、全身全霊打ち込んだ。しかし、その後健康を害し、六七年一月二八日死去した。

六〇年以降の著作としては、六二年の『自然法上の諸問題およびヴォルフ男爵の自然法論の著作に関する考察 (Questions de droit naturel, et observations sur le traité du droit de la nature de M. le Baron de Wolf)』(Berne, 1762) (以下注で引用するさいには Questions と略称する) がある。ヴァッテルは本書を、「ヴォルフ氏の著作に対する批判ではなくて、その著作をもっと有益なものとするためになされるべき註釈」と位置づけている (*Ibid.*, p.vii)。したがって、『ライプニッツ体系の弁護』はヴォルフの哲学の、『国際法 (DG)』はヴォルフの国際法理論の、そして本書はヴォルフの自然法理論の、弁護のために執筆されたという意味で、これらの三つの著作はいわば三部作を構成していると言いうことができよう。なお、六五年にハーグで出版された『文芸・道徳・政治の気晴らし (Amusements de littérature, de morale ou de politique)』は、六〇年の『文芸・道徳・政治論集』のタイトルのみを変更したものである。

ヴァッテルの生涯については、きびに引用した Béguelin の著作が一番詳細で参考となる。そのほかには、Eisenhart, Artikel "Emerich v. Vattel," *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. xxxix (1895), S.511-3; P. Godet, "Emer de Vattel," *Musée Neuchâtelois, Recueil d'histoire nationale et d'archéologie* 30 (Neuchâtel, 1893), pp.221-2; M. de Hoffmanns, "Notice sur la vie d'Emer de Vattel," E. de Vattel, *Le droit des gens* (Paris, 1835), tome 1, pp.65-8; F.A.M. Jeanneret (et J.H. Bonhôte), "Vattel," *Biographie neuchâteloise* (Locle, 1863), pp.409-415; J.J. Manz, *Emer de Vattel. Versuch einer Würdigung* (Zürich, 1971), S.9-27; J. Petitpierre, "Emer de Vattel," *Patrie Neuchâteloise, Recueil de chroniques d'histoire régionale, extraites de la Feuille d'avis de Neuchâtel* (Neuchâtel, 1934), pp.267-270; H. Thévenaz, "Emer de Vattel (Pour le Deuxième Centenaire du "Droit des Gens")," *Extrait du "Musée Neuchâtelois," Année 1958* (Neuchâtel, 1958), pp.129-135 など参照。

- (2) ヴォルフの死後（一七五四年）第一版の誤植を訂正した版。内容的な変更は加えられていない。
- (3) 版本としては、一七五八年の初版を用いる。この初版は、カーネギー国際平和財団の国際法古典叢書の一冊としても復刻

をいふ。E. de Vattel, *Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des Nations et Souverains* (Londres, 1758) [Classics of International Law, 4-2] (Washington, 1916). なお、同書の一部については、日本語訳が山手治之らによりなされたもの（『立命館法学』七二―七五、七六、八〇、九六、九八号（一九六七―七二））。日本語訳の存在する箇所については、それを参照したが、かならずしもその訳と同一ではなからず。

- (4) DG, Préface (pp. VIII-XII).
- (5) エマニエルの Nation, État の定義やその主権、独立の政治社会 (Société Politique indépendante) とその義務に関する (DG, Préface (p. XIII); I, i, 1 を参照)。この Nation は、個々の市民 (citoyen) ではなく、臣民 (sujet) を指す場合、個々の市民・臣民の集合体を指す場合もある。なお、ヴォルフについては、前章第二節の注 (49) 参照。
- (6) DG, Préface (pp. XII-XIV).
- (7) DG, Préface (p. XVI).
- (8) DG, Préface (p. XVI).
- (9) DG, Préface (pp. XIV-XVII).
- (10) DG, III, xvi, 24; Questions, pp. x-xi 参照。
- (11) M. Thomann, "Introduction," Ch. Wolff, *Jus gentium methodo scientifica pertractatum* (Halle, 1749) [G.W., II, 25] (Hildesheim/New York, 1972), p. xlv 参照。
- (12) Réguelin (Ann. 1), p. 93 参照。なお、P. Guggenheim, "Emer de Vattel und das Völkerrecht," E. de Vattel, *Das Völkerrecht oder Grundsätze des Naturrechts* [Die Klassiker des Völkerrechts in modernen deutschen Übersetzungen, 3] (Tübingen, 1959), S. XV を参照。
- (13) A. Mallarmé, "Emer de Vattel," A. Pillet (éd.), *Les Fondateurs du droit international* (Paris, 1904), p. 601. なお、A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (New York, 2nd ed., 1954), p. 158 を参照。一九世紀の独・英・仏・露の法思想がエマニエルの法思想に与えた影響については、A. de La Pradelle, "Introduction," Vattel (Ann. 3), pp. xlv-xlviv 参照。
- (14) *Ibid.*, p. xxxvii; H. Staub, *Die völkerrechtlichen Lehren Vattels im Lichte der naturrechtlichen Doktrin* (Berlin, 1922), S. 47; Montmorency (Ann. 1), p. 39; Manz (Ann. 1), S. 177-180; 田中孝一郎『国法論』(弘文堂書店、第二版、一九六六) 五三―六

○頁を参照。なお、P. Hagenmacher, “Grotius et le droit international: Le texte et la légende,” A. Dufour et al. (éd.), *Grotius et l'ordre juridique international: Travaux du Colloque Hugo Grotius, 10-11 novembre 1983* (Lausanne, 1985), pp. 137-8 をも参照。

(15) DG, Préface (pp.XVI-XVII). なお、家産国家の否定については「DG, I, v, 61 & 68; Questions, pp.342-4, 357-9」をも参照。

ヴォルフ自身は、家産国家否定論に対して、つぎのような反対論を唱えている。すなわち、主権を保持する方法——つまり、家産か利益権か——と、主権の行使の仕方とは異なる。主権はすべて、公共善が促進されるような仕方で行使されなければならず、そのことは家産国家にも当てはまる。また、主権の行使にあたって、権利濫用は、主権の保持方法がいかなるものであっても、いいかえれば、家産国家ではなくとも、生じる (JG, § 982n)。以上のような論拠でヴォルフは家産国家を擁護する。もともとヴォルフは、すべての国家が家産であるとするわけではけっしてなく、さまざまな国家形態の一つとして家産国家を認めようとするのである。H.M. Bachmann, *Die naturrechtliche Staatslehre Christian Wolffs* (Berlin, 1977), S.174 参照。

なお、本文に挙げた三点以外にも、ヴァattelが明示的にヴォルフの説に反対している箇所はいくつか存在する (DG, II, xviii, 202; III, vi, 95; IV, ii, 13; IV, iv, 47; IV, vii, 92 など)。なお、Manz (Ann. 1), S.181-8 をも参照。

(16) Nussbaum (Ann. 13), p.158; G. Gidel, “Droits et devoirs des Nations: La théorie classique des droits fondamentaux des Etats,” *Recueil des Cours*, X (1925), p.569 をも参照。

(17) DG, Préliminaires, 27.

(18) DG, Préliminaires, 7, 21, 24.

(19) 「このように『国家』結合するににより、自然的自由を放棄することは、人びとの意図ではなかった」(Questions, p. 324) という箇所からすれば、ヴァattelはすくなくとも、自然的自由は社会体に譲渡されないとみなしている。

(20) DG, Préface (p.XVII).

(21) DG, Préliminaires, 1.

(22) DG, Préface (pp.XVIII-XIX).

(23) DG, Préface (p.XIX).

(24) Gidel (Ann. 16), p.581; L. Le Fur, “La théorie du droit naturel depuis le XVII^e siècle et la doctrine moderne,” *Recueil*

- 照。
des Cours, XVIII (1927), p.330; J.S. Reeves, "La communauté internationale," *Recueil des Cours*, XVI (1924), p.38 など参照。
- (25) 神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位という観点からヴァッテルの主権論を論じたものとして、柳原正治「神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位をめぐる一考察——一八世紀後半における理論状況を中心として」『成田頼明先生横浜国立大学退官記念 国際化時代の行政と法』(良書普及会、一九九三) 六六五—六七二頁参照。
- (26) DG, I, ii, 16.
- (27) Questions, pp.313-4. なおヴァッテルにおいても、「複数の自由な家族 (plusieurs familles libres)」が結合して公権力を確立し、政治社会を構成する」とされている箇所も存在する (DG, I, xviii, 206)。ただしこれは、一般論として論述されている箇所ではない。なお DG, II, vii, 97 をも参照。
- (28) DG, I, i, 4.
- (29) DG, Préliminaires, 2.
- (30) ヴァッテルは「この主権は元来、社会という団体 (Corps de la Société) すなわち、国民という団体 (Corps de la Nation) に帰属する」とする (DG, I, i, 3)。ただし、つねに国民が行使するとは限らず、しばしば元老院 (Sénat) または一人の個人に委任される。この元老院または個人をヴァッテルは「主権者 (Souverain)」と呼び (DG, I, iv, 38)。主権者は「社会の安寧と利益のためにのみ設けられているので、君主が王国をかれ個人の家産とみなすような、家産国家は認められない (DG, I, iv, 39)。君主は国家の利益のためにのみあるのに対して、家産は主人の利益のためであるとみなされている (DG, I, v, 61)。主権者はあくまでも、代表者としての性格を有するにすぎないのである (DG, I, iv, 40)。なお、前注(15)参照。
- (31) DG, II, iv, 54.
- (32) DG, I, i, 5-8. なお DG, I, xvi, 192; IV, v, 58 をも参照。
- (33) DG, IV, v, 59.
- (34) ただし、すべての宗教事項について国家が最終的に決定できない場合には、「君主は半分のみ主権者である (le Prince n'est Souverain qu'à demi)」(DG, I, xii, 146) と述べている箇所はある。なお Mallarmé (Ann. 13), p.510 参照。
- (35) DG, I, i, 12.
- (36) DG, II, iv, 57.

- (37) DG, I, i, 5-8; I, xvi, 192; II, xii, 155 を参照。
- (38) F.G. Whelan, "Vattel's Doctrine of the State," *History of Political Thought*, IX (1988), p.78.
- (39) Mallarmé (Ann. 13), p.510.
- (40) DG, I, i, 9-10.
- (41) DG, Preface (p.XVII).
- (42) DG, Préliminaires, 10.
- (43) DG, Préliminaires, 11.
- (44) DG, Préliminaires, 12.
- (45) DG, Préliminaires, 12. II, i, 12 を参照。
- (46) この大社会はさまざまな名称で呼ばれている。「諸国家の自然社会」(DG, Préliminaires, 15)、「すべての国家を構成員とする人類社会」(I, xvii, 283)、「人類の大社会」(II, iii, 35; III, xii, 189)、「諸国家の普遍社会」(III, xii, 189)、「諸国家の大社会」(III, xii, 192)、「諸国家の社会」(IV, vi, 78) など。
- (47) DG, Préliminaires, 13.
- (48) DG, Préliminaires, 15.
- (49) ブルはこれを「政府なき社会 (society without government)」と呼ぶ (H. Bull, "Society and Anarchy in International Relations," H. Butterfield & M. Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (London, 1966), p.38)。

ブルは「国際関係のアナーキー(＝原則の不存在)と国際社会との関係について、三つの考え方があるとする。第一は、ホッブズ、マキャヴェッリ、ヘーゲルらの考えである。すなわち、国際的アナーキーであるから、国家が他の国家との関係で拘束されるような原則はなく、国際社会は存在しないと考えるものである。第二は、第一の考えを認めつつも、なおアナーキーを終結させようとする要求があるとする考えである。ローマ帝国またはキリスト教世界への復帰を説く考えと、カントのような考えとが、この範疇に入る。そして第三は、国際関係の特徴はホッブズのような戦争状態ではないし、また、カントの考えるような、国際的アナーキーの一時性と、それに取って代わるべき道具の有用性ということでもない。それは、政府なき社会における主権国間の協力関係である。この第三の考えを推進したのが、近代国際法理論と勢力均衡理論の二つの伝統である。そし

て、これら二つの伝統を一八世紀において合流させたのが、ヴァッテル、バーク (E. Burke)、そしてゲンツ (F.v. Gentz) であつた (*Ibid.*, pp.37-9)。

(50) DG, Préface (p.XVII).

(51) DG, III, iii, 47. ヴォルフの勢力均衡理念は、個々の国家の権利との関係で論じられているのに対し、ヴァッテルのそれは、権利ではなく、一種の国家という政治システムの安定性を念頭に置いたものであつたとするのが、N.G. Onuf, "Civitas maxima: Wolff, Vattel and the Fate of Republicanism," *AJIL*, LXXXVIII (1994), pp.301-2.

(52) ヴァッテルには、世界市民的思想がみられることもある。すなわちかれによれば、人道上の諸任務が履行されれば、世界は「いわば「一つの大国家 (une grande République)」の働きものとなり、そこでは人びとは、至るところで兄弟として生活し、各人は世界市民 (Citoyen de l'Univers) となるであろう。もともと、人間の本性や本質に基づき、そうした構想は、放埒な感情や外れの個別的利益のために、美しい夢想にすぎない (DG, II, i, 16)。

(53) なおレメクは、こうした社会のほかにも、「諸国家の上位にある、倫理的存在としての主権国間社会 (society of sovereign nations as a moral body above the states)」が存在するとし、ヴァッテルの国際社会は、結局のところ、ヴォルフの世界国家の「緩和された形態 (watered down version)」にほかならぬとする (P.P. Remec, *The Position of the Individual in International Law according to Grotius and Vattel* (The Hague, 1960), pp.194-6)。

レメクがその第一の論拠とするのは、「あらゆる主権・独立国は、人類の大社会に直接参加する (il [= tout Etat souverain et indépendant] figure immédiatement dans la grande Société du Genre-humain)」(DG, II, iii, 35) とヴァッテルが述べている箇所である。レメクは、この箇所から、国際社会の中央権力—直接の構成員としての国家—間接の構成員としての個人、という図式が成り立ち、これは、皇帝—直接の臣下—間接の臣下、という神聖ローマ帝国のモデルとアナロジカルに捉えることができる。つまりヴァッテルは、表面上は否定しているものの、「国際社会における中央権力」なるものを想定しているはずである、とするのである (Remec, pp.195-6)。

第二の論拠は、国際法違反をしたり、宗教的迫害をしたりして、人類の共通の敵とみなされるような者に対しては、すべての国家がその者を抑圧し、処罰するために、結合する権利を有するというかたちで、国際社会の「集団的行動 (collective actions)」をヴァッテルが認めていることがあるということである (たとえば、DG, Préliminaires, 22; II, iv, 53, 62; II, v, 70; II, vi, 78; III, iii, 34 など)。こゝにヴァッテルは、人類社会の利益のために行動する、国際社会の集団的判断を認めたのであり、そ

こには「超国家的機関 (super-state authority)」が認められ、そこから国際社会の人格性が導かれる、とレメクはみなすのである (Remec, pp.151-7, 196)。

しかしながら、以上のようなレメクの考えは支持できない。第一の論拠については、個人を構成員とする国家が完全な団体として人格を有し、その国家のみが国際社会の舞台に登場し、個々の人間は国家のエージェントにすぎない、というのがヴァッテルの基本的な考えであり (DG, II, vi, 71, 74 など参照。なお、田畑茂二郎「外交的保護の機能変化 (一)」法学論叢五二巻四号 (一九四六) 二一五頁参照)、神聖ローマ帝国のような三段階の構造とはなっていない。また、結合する権利として諸国家の集団的行動が唱えられるとしても、それは、なんらかの超国家的機関を前提としているわけではけつしてなく、人類の「共通善」という一つの価値を旗頭に、各国家がアド・ホックに結合する集団にすぎない (E. Luard, *Types of International Society* (New York, 1976), pp.246-7 参照) ことに鑑みれば、第二の論拠も妥当とは言えない。以上の点からして、レメクの考えは妥当とは言えない。

(54) ライプシュタインは、ヴォルフの世界国家を「オープリヒカイト的＝実証主義的定式 (obligatorisch-positivistische Formel)」「ヴァッテルの国際社会を「ゲノッセンシャフト的＝自然法的定式 (genossenschaftlich-naturrechtliche Formel)」と呼ぶ。そして、後者においては、主権平等原則が中心的地位を占めているとする (E. Reibstein, "Die Dialektik der souveränen Gleichheit bei Vattel," *ZaöR*, XIX (1959), S.635)。なお、*Id.*, *Volkerrecht. Eine Geschichte seiner Ideen in Lehre und Praxis* (Freiburg/München, 1958), Bd. 1, S.588 をも参照。

(55) コーベットは「国際社会についてヴァッテルは、一方では、すべての人間の自然社会を想定しながらも (DG, Préface (p. XVII))、他方で国家間の普遍社会が存在するとしており (DG, III, xii, 189)」。ここには矛盾が存在するとみなす (P.E. Corbett, *Law and Society in the Relations of States* (New York, 1951), pp.29-31)。たしかにコーベットの引用する「序文」においてヴァッテルは、「自然がすべての人間の間で確立した社会以外に、他の、国家間の自然社会の存在をわたくしは認めない」と述べている (DG, Préface (p.XVII))。この一節をコーベットのように、「すべての人間の自然社会」が国際社会であると解するとすると、国際社会の構成員は、ある時には、個々の人間、ある時には、個別国家ということになってしまう。この一節はしかし、そうではなく、「自然がすべての人間の間で確立した社会」、つまり、自然状態に生存している個々の人間間の社会である「自然社会」と本質を同一にする、「大社会」が、人類が国家に分裂した後に、国家間の社会として成立する、ということを意味していると解するとすれば、矛盾はない。すなわち、ヴァッテルによれば、国際社会の構成員はあくまでも個別の国家なの

である。

また、シャンブリエは、ヴァッテルは「序文」においては「国家間の一般社会 (société générale des nations)」を否定しながらも、他の箇所では、スイス連邦の例を挙げて国家間社会を肯定しているが (DG, I, iv, 52) ヴァッテルの真意は後者にあると解している (M. de Chambrier d'Oleire, "Note," E. de Vattel, *Le droit des gens* (éd. par M.P. Pradier-Fodéré) (Paris, 1863), pp.59-63)。しかしながら、「序文」においてヴァッテルが否定しているのは、個別国家間の政治社会＝国家であり、その意味でヴァッテルは一貫している。

(56) 前章第五節の注(21)参照。

(57) E. de Vattel, "Dissertation sur cette Question: si la loi naturelle peut porter la société à sa perfection, sans le secours des loix politiques," *Id.*, *Le loisir philosophique ou pièces diverses de philosophie, de morale et d'amusement* (Genève, 1747), pp.71-94 (以下注で引用する場合は「Dissertation」と略称する)。この文は、一七四六年の『断片集』に二編の書簡を追加して翌年出版された『哲学の余暇』から引用する。なお、この論文は、一八六三年に出版されたブラディエールフォデレの版にも収録されている (Vattel (Ann. 55), pp.33-46)。もっとも、両者の間には若干の異同がある。この論文の簡単な紹介は、Manz (Ann. 1), S.51-4参照。また、マラルメは、この論文をヴァッテルの『国際法 (DG)』の序文をなすとも言ふべきものとして高く評価している (Mallarmé (Ann. 13), p.488)。

(58) Dissertation, §.6 (pp.74-5).

(59) Dissertation, §.12 (p.79).

(60) Dissertation, §.13 (pp.80-1).

(61) Dissertation, §.14 (pp.82-5).

(62) Dissertation, §.17 (pp.88-9).

(63) DG, Préface (pp.XX-XXI); III, xii, 189; III, xiii, 195.

(64) DG, III, xii, 189.

(65) 必要性 (nécessité) のため、および、より大きな悪を避けるため、意思国際法は認められたとヴァッテルが述べている箇所もある (DG, III, vii, 192)。これも、理念を強調することの危険性、したがって、現実に適合的な法の必要性を説いたものと解することができる。

- (98) DG, Préface (p.XX).
- (97) DG, Préliminaires, 17.
- (96) 具体的にヴァattelが完全な権利の例として挙げるものとしては、安全権 (Droit de sûreté) (DG, II, iv, 49)、不正義を甘受しない権利 (Droit de ne pas souffrir l'injustice) (DG, II, iv, 66) などがある。不完全な権利としては、人道上の諸任務 (Offices de l'humanité) (DG, II, i, 10) がある。
- (95) ヘープフナーは「なぜ人間の義務が完全か不完全であるか。どの義務が前者であり、どの義務が後者か (Warum sind die Menschenpflichten entweder vollkommene oder unvollkommene ? und welche Pflichten gehören zu der ersten, welche zu der letzten Gattung ?)」と題する論文において、完全な義務 (vollkommene Pflichten, Zwangspflichten) と不完全な義務 (unvollkommene Pflichten, Liebespflichten) の区別についての当時の理論家たちの議論を詳細に検討し、その区別の由来ははっきりせず、プーフエンドルフ、ヴォルフなどにおいても、その区別はかならずしも明確ではないとする。そのうえで、他人の完全性を奪わない義務が完全、他人の完全性を増大させる義務が不完全、不完全性 (欠陥) を防止する義務が不完全、という三つの基準により区別は可能であるとする。そして、法Ⅱ権利には、不完全なものはないとするトマジウス等の反対論は妥当しないと結論づけている (L.J.F. Höpfer, *Naturrecht des einzelnen Menschen der Gesellschaften und der Völker* (Gießen, 3. Aufl., 1785), S.217-262)。
- ヴォルフについては、ヘープフナーは、ヴォルフが自己と自己の状態を完成させるために、自身ではできないことを他人に要求する権利はあるが、強制する権利はないとしている箇所、その理由としてヴォルフは、他人が義務づけられているかどうかという基準と、特定の個人に課されているかどうかという基準の二つを挙げている (PPU, I, §.234) とみなす。しかしながら、ヘープフナーは、そのいずれの基準も不明確で説得的ではないとする (Höpfer, S.221-2)。もっともヴォルフは、この箇所では、すべての人間が本性上有する自然的自由と、自然上の責務へと他人を強制する権利とは矛盾するということも述べている (PPU, I, §.234n)。また、ヘープフナーが挙げる二つの基準が、完全な権利と不完全な権利を区別する基準として、ヴォルフにおいて一般化されているわけではないことにも注意すべきである。
- (70) JN, I, §.656. PPU, I, §§.236, 238 をも参照。
- (71) JN, I, §.657.
- (72) PPU, I, §.236n 参照。

- (73) JN, I, §.656n; PPU, I, §§.234, 237n.
- (74) JN, III, §.396.
- (75) JN, III, §.397.
- (76) ヴォルフは、人間の本質と本性により設定された生得的義務を、内的義務 \parallel 外的不完全義務とし、人間のある種の行為が介在して発生した契約上の義務を、外的(完全)義務とする(JN, III, §§.399-406)。前章第二節をも参照。
- (77) Höpfer (Anm. 69), S.218 参照。
- (78) フリマンは、前者を「良心上の責務 (Gewissenspflichten)」、後者を「法的責務 (Rechtspflichten)」と呼ぶ(P. Burian, *Der Einfluß der deutschen Naturrechtslehre auf die Entwicklung der Tatbestandsdefinition im Strafgesetz* (Berlin, 1970), S.91)。
- (79) Bachmann (Anm. 15), S.115-6 参照。
- (80) DG, Préliminaires, 28.
- (81) DG, II, i, 8.
- (82) DG, Préliminaires, 9. なお、DG, Préliminaires, 17 をも参照。
- (83) 「自己の責務」であって、「自己に対する責務」ではない。「自己の責務」とは、自己の、自己に対する責務、他人に対する責務、神に対する責務を意味する。
- (84) DG, Préliminaires, 27.
- (85) 「われわれが意思国際法と呼ぶものは、外的法 \parallel 権利の行為規則に存する」(DG, III, xii, 192)。
- (86) この箇所にも注意すべきである。「この理論を諸国家に適用すること、そして、内的法 \parallel 権利と外的法 \parallel 権利、つまり必然、国際法と意思国際法を注意深く区別することによって、諸国家が処罰されずになじめること(「意思国際法上なじめること」といっても、不変の正義の法や良心の声が承認しないかぎり、すべて許容されるわけではない」ということを諸国家に理解させることは容易である」(DG, Préface (p. XX))。なお、H. Steiger, “Souveränität und Solidarität oder Vattel reconsidered,” *Festschrift für H. Ridder zum siebenzigsten Geburtstag* (Neuwied/Frankfurt a. M., 1989), S.100-1; *Id.*, “Frieden durch Institution. Frieden und Völkerbund bei Kant und danach,” M. Lutz-Bachmann & J. Bohman (Hrsg.), *Frieden durch Recht. Kants Friedensidee und das Problem einer neuen Weltordnung* (Frankfurt a. M., 1996), S.150-1 を参照。

- (87) F.S. Ruddy, *International Law in the Enlightenment: The Background of Emmerich de Vattel's Le Droit des Gens* (Dobbs Ferry/New York, 1975), pp.88-90 参照。
- (88) JNG, I, vii, 7.
- (89) こうした、社会に対する損害の大小という基準のほかに、プーフェンドルフは完全な義務はほとんどが契約(条約)に基づくとしてゐる (JNG, I, vii, 7)。もっとも、ヘープフナーは、この二つの基準はともに、完全—不完全の区別とする上では、不
明瞭であり説得的ではなるとみなしている (Höpfer (Ann. 69), S.220-1)。
- (90) DG, Préliminaires, 21.
- (91) DG, Préliminaires, 28.
- (92) DG, II, xii, 150.
- (93) DG, III, xii, 189.
- (94) DG, Préliminaires, 22.
- (95) たとえばヴァッテルはつぎのような例を挙げている。ある国家が、正当な価格で行なう場合には通商の独占をできる。しかし、独占が法外な利益を得るために悪用されるならば、自然がすべての人びとに与えている便宜を他の諸国家から奪うか、法外な価格での買い取りを強いることにより、独占を行なう国家は自然国際法に違反していることになる。ただし、外的法—意思国際法によれば、物の所有者は、自由にその物を保有したり、希望の価格をつけたりできるので、独占を行なう国家は、他の国家に対して不正 (injure) を行なっていることにはならない (なぜならば、不正とは他人の完全な権利の侵害であるからである)。しかしながら、独占の対象となる物が生活必需品の場合には、独占者が過度な価格でそれを保有しようとするならば、諸国家は、自己自身の安寧への配慮から、また、人類社会の利益のために、貪欲な圧制者を「道理に服しめる (mettre a la raison)」ため結合することが許される (DG, II, ii, 33)。つまり、そうした独占を行なう国家は、意思国際法に違反し、他の諸国家に対して不正を行なっていることになる。したがって、他の諸国家には強制権が与えられることになる。
- このような強制権は、完全な権利義務を規定する協定国際法と慣習国際法についても存在する。たとえば、国家は他の国家のために、みずからの通商を制限し、特定の商品を取引しないことを約束したり、特定の国家との通商を差し控えることを約束できる。国家がこうした「約束 (engagemens)」—つまり協定国際法—を遵守しない場合、相手国の完全な権利を侵害することになり、相手国は遵守しない国家を「抑圧する (réprimer) 権利」を有する (DG, II, ii, 32. 他にも、II, xv, 222 参照)。

なお「国際法上の制裁 (sanction du droit des gens)」(La Pradelle (Ann. 13), pp. xxv-xxvi)、「国家間社会の危機に対する反応としての制裁」(Manz (Ann. 1), S.145-150)、「集団的干渉 (collective intervention)」または「集団的行動」(Remec (Ann. 53). pp.151-7) などと表現される行動は (DG, II, iv, 53; II, v, 70; II, vi, 78; III, iii, 34 など)、「人類の敵とみなされる者を抑圧し、処罰するために各国家がアド・ホックに結合した集団の行動を指しているのであり(前注(53)参照)、「ここで言う、完全な権利のメルクマールとしての「強制権」の発動としての行動を指しているわけではないことには注意する必要がある。

(96) JG, Praefatio.

(97) DG, II, iv, 56.

(98) DG, IV, vii, 98.

(99) ウェストレークは、ヴァッテルはグロティウスやヴォルフが取り上げなかった事例をも取り扱っており、ヴァッテルの主たる功績は、慣行面 (practical side) にあると述べている (L. Oppenheim (ed.), *Collected Papers of John Westlake on Public International Law* (Cambridge, 1914), pp.76-7)。

(100) J.J. Kunz, "Bellum justum and bellum legale," *AJIL*, XLV (1951), p.528 参照。

(101) DG, III, i, 4.

(102) DG, III, iii, 25, 26, 29. なお III, iii, 33 をも参照。

(103) 不正とは、完全な権利の侵害を指す (DG, II, i, 10)。これは、ヴォルフの「不正 (injuria, injustum)」(JN, I, §.859; PPU, I, § 239) と同一である。

(104) DG, III, iii, 26.

(105) DG, III, iii, 30. これは、ヴォルフの「説得根拠」とほぼ同一である。

(106) 正当事由も適切で称賛すべき動機もない戦争を行なう者は、人間の名に値しない怪物であり、人類の敵とみなされる。そうした者を処罰するため、諸国家は結合する権利がある (DG, III, iii, 34)。功利という動機のみがあり、正当事由のない戦争は、不正である (DG, III, iii, 33)。正当事由はあるが、悪い動機の戦争は、口実のみの戦争とみなされる (DG, III, iii, 31)。

(107) ヴォルフの場合にも、攻撃戦争について、正当事由の他に、戦争が権利の回復または賠償のための唯一の手段であることが必要とされるが、それは攻撃戦争が正当であるためではなく、許容される (licitum) ために必要とされることである。この点でヴァッテルはヴォルフを踏襲している。ところがヴァッテルは、攻撃戦争を正当なものとするために (pour la guerre)

re offensive] rendre juste) 必要とされることとして、本文に挙げた二つの要素を挙げることもある (DG, III, iii, 37)。ここに
は、戦争が正当とみなされる場合と許容される場合との混同がある。

- (108) DG, III, iii, 39-40.
- (109) たとえば、DG, III, vii, 115.
- (110) たとえば、DG, III, vii, 156. ヴォルフの場合には、すべて「戦争〔遂行〕中の権利」として説明されており、ヴァツテルの
ような区別はなされていなく。
- (111) DG, III, viii, 139.
- (112) DG, III, viii, 148.
- (113) ヴァツテルがヴォルフとの違いとしてみずから「序文」で挙げている、毒兵器の禁止 (DG, III, viii, 156) は、この権利に
関するものである。
- (114) DG, III, ix, 161-3.
- (115) DG, III, ix, 164.
- (116) DG, III, x, 174.
- (117) DG, III, x, 180. なお、間諜は良心の法である自然国際法には反するが、外的国際法 (Droit des Gens externe) による意思
国際法には反してはいない」とされる。
- (118) DG, III, xi, 183.
- (119) DG, III, xi, 184.
- (120) DG, III, xi, 185.
- (121) DG, III, xii, 188.
- (122) DG, III, xii, 189.
- (123) DG, III, xii, 190.
- (124) DG, III, xii, 191.
- (125) DG, III, xii, 192.
- (126) 形式戦争論とていふは、C. Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* (Köln, 1950), S.

- 123-143 参照。シュミットは、ヴァッテルの形式戦争論とグロテイウスの正式戦争論の類似点を強調しているが、前章第四節注(130)で述べたことは基本的にはヴァッテルにも妥当するので、類似点を強調するのはミスリーディングである。
- (127) DG, III, xii, 191. なお、後注(152)参照。
- (128) DG, III, xii, 191.
- (129) DG, III, ix, 173. それは、戦争の合法的な目的にとって、つねに無益とみなされる。
- (130) また、ヴァッテルが、国家の平穏を乱すような、憎悪すべき策略を権威づけるために、意思国際法を濫用することを戒めている箇所があることにも注意する必要がある。DG, II, ix, 56.
- (131) DG, II, xviii, 323-330.
- (132) DG, II, xviii, 331-3.
- (133) DG, II, xviii, 335.
- (134) JG, §§.570-2.
- (135) JG, §.571n.
- (136) 柳原正治「紛争解決方式の一つとしての戦争の位置づけに関する一考察」『小田滋先生古稀記念論文集』（三省堂、近刊）。
 なお、P. Hagemmacher, "Mutations du concept de guerre juste de Grotius à Kant," *Cahiers de philosophie politique et juridique* [La guerre : Actes du Colloque de mai 1986], X (1986), pp.107-125 とも参照。
- (137) DG, Préliminaires, 27.
- (138) 「われわれが意思国際法と呼ぶものは、外的法の行為準則であり、自然法によって諸国家が同意を余儀なくされるものである。したがって、世界の過去の記録に捜し求めることなく、当然に諸国家の同意が想定される。というのも、国家が同意を与えない場合、自然法がその同意を補い、国家に代わってそれを与えるからである。人民は、この点で、その同意について自由ではない。同意を拒絶する人民は、国家の共通の諸権利を侵害することになる」(DG, III, xii, 192)。
- (139) ヴァッテルは、そうした国際社会の利益のために確立された法である意思国際法を持ち出すさいに、しばしば判定者の不在ということ論拠としている。たとえば、王と王室の防衛のためになされた同盟が、その王の退位後も存続するかという問題について、ヴァッテルは、まず、王が合法的に退位したか否かが問われるとする。すなわち、合法的でなければ、その王がすべての権利を保持し、同盟も存続することになる。ヴァッテルはしかし、独立の国家は判定者 (Juge) を認めないので、他の

国家は合法的に退位したか否かを判定できない。そこで、国民の全体が王を退位させることを宣言したときには、他の国家はそれについてもはや判定することはできない。ただし、そうした宣言がなされておらず、合法的か否かが疑わしい場合には、意思国際法が適用されることになる。その意思国際法によれば、地上に共通の判定者は存在しないので、紛争を終結させるため、形式戦争を行なうことになる。つまり、同盟条約に従って、王を援助することができるとされる (DG, II, xii, 196)。ほかにも、戦争中の捕虜 (III, xiii, 194-5)、『内戦 (II, iv, 56)』などの例がある。

(140) Remec (Ann. 53), pp.154-5 参照。

もつとも、ヴァッテルがつぎのように論じている箇所もある。「……人類社会の利益に基づいて、正義を公然と侮蔑する国家を抑圧し、処罰するために、他のすべての国家が結合することが許される。ここで、お互いに判定者をもってみずからを任じることがどの国家にもできないという、緒論で述べた準則を忘れてはならない。「しかし」疑いのない個々のケースでは、当事者が各々ならかの権利を有しようということを前提としなければならない」(DG, II, v, 70)。

(141) DG, Préliminaires, 23.

(142) DG, Préliminaires, 21.

(143) Reibstein (Ann. 54 [1958]), S.615; Manz (Ann. 1), S.143-4 参照。なお、F.H. Hinsley, "International Law and International Organization in the Development of International Relations since the 18th Century," *Netherlands Yearbook of International Law*, XXVI (1979), p.40 をも参照。

(144) シュタイガーは、『ヴォルフ』においてもヴァッテルにおいても、『条約国際法は特別国際法であるが、慣習国際法は、意思国際法と同様、普遍国際法と言えるかも知れないとする (H. Steiger, "Völkerrecht," O. Brunner et al. (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland* (Stuttgart, 1992), Bd.7, S.118)。¹⁾ その根拠は明示されておらず、かれの説は支持できない。

(145) 戦争の一般論は、DG, III, iv, 68; III, xii, 188-192。ほかにも、『宣戦布告 (III, iv, 56)』、『防御同盟 (III, vi, 101)』、『敵産の破壊 (III, ix, 173)』、『捕虜・征服 (III, xiii, 195)』、『戦前復帰権 (postliminie) (III, xiv, 205)』など。

(146) DG, II, xvii, 335.

(147) DG, II, xii, 150.

(148) DG, II, ii, 33.

- (149) DG, II, iv, 56.
- (150) DG, IV, vii, 98. ほかにも「外国人の入国 (DG, II, x, 135)」。
- (151) ヴァッテルは「ある箇所では「自然国際法および意思国際法 (Droit des Gens Naturel et Volontaire)」によれば「国際法の重大な侵犯 (attentats énormes) のみを処罰できると記している (DG, III, ix, 173.)」。ここでは「自然国際法と意思国際法を一つにまとめて一般原則を述べている。また、同盟条約の解釈について、合法的な原則がなくとも、表向きの、あるいは、もつともらしい原因 (sujet apparent ou spécieux) があれば、同盟条約に違反することなく、同盟の相手国を攻撃できるという、意思国際法の一般原則を述べている箇所もある (DG, II, xvii, 309)」。
- (152) ヴァッテルは「つぎのような三種類の協定国際法・慣習国際法を、自然国際法との関係で区別している。この点は、ヴォルフには見られなかった点であり、注目される。①正当な、しかも、自然国際法によって許容されている事柄。これについては、諸国家は、協定国際法で規定できるとし、また、習俗・慣習によって容認し、強化する (consacrer et fortifier) ことができる。これが、「有用で合理的な (utile et raisonnable)」協定国際法・慣習国際法である。②それ自体としてどちらでもよい (indifférent) 事柄。これについては「それ自体どちらでもよい」協定国際法・慣習国際法により、好むままに処理できる。③自然国際法が命令・禁止している (prescrire et défendre) 事柄。これに反することを規定する協定国際法・慣習国際法は不法 (illegitime) とみなされる。これが、「不正で不法な (injuste et illicite)」協定国際法・慣習国際法である。①と②のカテゴリーの協定国際法・慣習国際法は、「ともに義務的な (obligatoire) ものとみなされるが、③のカテゴリーの協定国際法・慣習国際法は、「内的法 (Droit interne)」つまり自然国際法によれば、不法とみなされ、いかなる拘束力を有することもない。しかしながら、「外的法 (Droit externe)」つまり意思国際法によれば、これらの不法な協定国際法・慣習国際法も、しばしば有効な (valide) ものとされる。というのも、諸国家の自由・独立ということからして、完全な権利を侵害しないかぎり、他の諸国家は、不法で非難すべきことでも「受忍 (souffrir)」しなければならないからである (DG, Preliminaires, 9, 26. なお、DG, II, xii, 158 をも参照)。
- (153) DG, Préface (p. XXII); Preliminaires, 24-25.
- (154) DG, I, xxii, 26; III, vii, 113 など。
- (155) DG, III, viii, 158.
- (156) 協定国際法についてヴァッテルは、「ある者に約束した者は、約束した事物を強要する (exiger)」、真の権利をその者に与え

たことになる。したがって、完全な約束 (promesse parfaite) を遵守しないことは他人の権利の侵害となり、それはある者から財産を奪う不正と同様、明白な不正である、ということが自然法によって証明される。」そして、この約束を遵守する完全な義務は、国家間において妥当し、諸国家は、国家間の約束、つまり条約を不可侵なものとして遵守しなければならないとされる (DG, II, xii, 163; I, vii, 93; II, ii, 34; II, iii, 45; II, xii, 152 などをも参照)。ヴァattelは、条約＝協定国際法で規定することにより、権利義務を完全なものとするのを再三勧めている (DG, I, xxii, 266; II, ii, 26 etc.)。慣習国際法については、明示的に完全な権利義務を規定する法であるとする箇所は見あたらない。しかしながら、慣習国際法は、「黙示の条約 (Convention tacite)」とされている (DG, Preliminaires, 25) ことからして、条約＝協定国際法とアナロジカルに捉えられる法と解することができよう。なお、前注(95)をも参照。

(157) さらに一歩進めて言えば、ヴァattelの意思国際法が、以上のように国家慣行に実質的な立脚点を置く法と捉えられるとすれば、慣習国際法との実質的な違いがそもそも存在するのか、ということが理論的に問題となる。これについてヴァattelは、意思国際法をグロティウスのように慣習に基礎づけることは、黙示の同意を証明するのが困難であること、および、妥当範囲が限定されること、すなわち、意思国際法が一般国際法ではなく特別国際法になってしまうことからして、適当ではないとする。そして、かれが当該著作において提示しようとするのは、国際法の自然的原則 (Principes naturels du Droit des Gens) であり—つまり、自然国際法と意思国際法の二つの一般国際法—、そのうち意思国際法と呼ばれるものは、「外的法の行為準則であり、自然法が諸国家をしてそれに同意せしめるものである」と述べている (DG, III, xii, 192)。

以上のように、ヴァattelの主観的意図としては、意思国際法と慣習国際法は截然と区別されるものである (J.H. Gilmore, *Notes of a Course of Lectures on Vattel's Law of Nations* (Charlottesville, 1891), pp.5, 8; Manz (Ann. 1), S.68-9 参照)。しかしながら、その意思国際法と自然国際法との関係、意思国際法の基礎づけ、具体的な内容確定のための理論構成のいずれをとっても、ヴァattelの意思国際法と慣習国際法との実質的区別は、かなり曖昧なものになってしまおうと言わざるを得ない。その点でも、意思国際法と慣習国際法を理論的に截然と区別するヴォルフ (JG, §.22n. なお、「諸国家間で慣習法として遵守されていることを真の法とみなすことはできない。ただし、国法の自然理論と合致し、したがって、われわれが述べた意思国際法の地位に値する場合には、このかぎりではない」(JG, §.572n) をも参照) との相違は決定的である。

おわりに

ヴァッテルの国際法理論は、ヴォルフのそれとは異なり、後世に広く受け入れられ、強い影響力を持ったと一般に言われる。⁽¹⁾ ヴァッテルが主権国を唯一の主体とする理論構成をとったことにより、国際法学を墮落させることになったと批判する論者もいるが、そうした論者も、ヴァッテルが国際法思想の流れのなかで大きな地位を占めていること自体を否定しているわけではない。⁽²⁾ ヴァッテルの著作が「成功」した⁽³⁾ ということは衆目の一致するところなのである。⁽⁴⁾

その統計上の証拠としてまず第一に挙げられるのが、版本の数である。すなわち、ヴァッテルの『国際法(DG)』は、一七五八年から一八六三年にかけて二〇、ほぼ同じ時期に、イギリスでの翻訳が一〇、合衆国での翻訳が一八、スペイン語訳が六、ドイツ語訳・イタリア語訳がそれぞれ一、出版された。翻訳も含めてグロティウスの『戦争と平和の法』の版本は、一六二五年から一七五八年にかけて五〇であったのが、それ以降は一七七三年と一八五三年にそれぞれ一出版されたにすぎない。⁽⁵⁾ また、ヴォルフの『科学的方法によつて考察された自然法論』は、一七四〇年から六〇年にかけて四出版されたにすぎず、完全な翻訳はいまだに存在しない。⁽⁶⁾ さらに『科学的方法によつて考察された国際法論』に至っては、一七四九年の初版と一七六四年の第二版しか出版されておらず、その翻訳は二〇世紀になつてようやく初めて出版された。⁽⁷⁾

第二の統計上の証拠が判決での言及の回数である。その一例として、ディッキンソンが、一七八九年から一八二〇年にかけて合衆国連邦最高裁判所において扱われた八二のケースについて、国際法学者の名前が何回言及されたかを集計したデータがある。それによれば、弁論(argument)で言及された回数は、グロティウス一六回、プーフエン

ドルフ九回、バインケルスフック二五回、ビュルラマキ九回、ラザーフォース一八回、そしてヴァッテル九二回である。さらに、意見 (opinion) で援用 (cite) された回数も、それぞれ、一一回、四回、一六回、四回、五回、三八回である。また、意見で逐語的引用またはパラフレーズ (quote or paraphrase) された回数は、グロティウス二回、バインケルスフック八回、ビュルラマキ二回、ラザーフォース二回、そしてヴァッテル二二回である。⁽⁸⁾ ヴァッテルが言及された回数が、群を抜いて多いことは一目瞭然である。このことは、国内裁判にとどまらず、国際的な仲裁裁判についても当てはまる事実である。⁽⁹⁾

以上の二つの統計上の証拠からして、一八世紀後半から一九世紀中葉にかけて、ヴァッテルほど広く読まれ、また、判決で頻繁に言及された国際法学者は存在しないと断言できよう。⁽¹⁰⁾ とくにその傾向は、イギリスと合衆国において顕著である。⁽¹¹⁾ また、ポーランド分割など政治的事象に法的正当性を付与するためにヴァッテルの著作が利用されたこと⁽¹²⁾ もあると言われる。

このように、広く読まれ、国家慣行に対して大きな影響力を持ち得たということ―「普及 (diffusion)」―の理由としては、ヴァッテルの当該著作の執筆目的が、なによりも挙げられる。すなわちかれは、「大衆化 (vulgarisation)」を目的としていたのであり、現存する主権国が実際に遵守できるような法を積極的に提示するという意識の下に、ヴォルフに較べれば、現実を大幅に認容する理論構成をとっていたのである。そのことからすれば、一般に広く読まれ、実務家に利用されたことは、ヴァッテルの当初の目的に合致していたと言えよう。⁽¹⁴⁾

しかしながら、以上のようなヴァッテルの「成功」は、実は、国家慣行に対してだけにすぎず、理論体系としては後世に大きな影響力を持ち得なかったという事実に着目しなければならない。そのことを一九世紀中葉にすでに指摘していたのが、カルテンボルンである。カルテンボルンによれば、ヴァッテルの著作は、純粹に学問的に見れば、ほ

とんど価値がなく、かれを直接信奉する学者はいない。ところが、かれの著作は、一八世紀後半、および、一部は一九世紀においても、国家慣行については、卓越した意義を有しているのである。⁽¹⁵⁾ 同様の見解をとるのが、ローベルト・フォン・モールである。モールによれば、ヴァッテルが「偉大な権威 (grosse Autorität)」であることは周知の事実である。外交官、とくに領事にとっては、ヴァッテルの著作は、「一種の神託 (eine Art von Orakel)」のような意味を持っているのである。ところが、すでにはるか以前から「哲学的国際法」はドイツ以外では一般に承認されなくなっており、それはヴァッテルの著作にも当てはまる。すなわち、モールもまた、理論面での拒絶と実践Ⅱ慣行面での卓越した意義、という分裂が、ヴァッテルの受容についてみられることを指摘しているのである。⁽¹⁶⁾

ヴァッテルは、自己の「新学派」を形成することはなかつた。⁽¹⁷⁾ それは一つには、かれが大学で教鞭をとり直接の弟子を育てるということをしなかつたことにも理由があるかも知れないが、ヴァッテル以降の、ほとんどすべての国際法学者たちは、かれの国際法理論体系に対して批判的である。とりわけ、一九世紀の代表的な国際法学者の全員、あるいはほとんど全員が、ヴァッテルの国際法理論に対して批判的であつた。⁽¹⁸⁾ 条約の解釈原則、(人道的) 干渉、中立など一部の個別的制度については別として、主権国概念を含む、かれの国際法理論体系、とくにその意思国際法概念がそのままのかたちで受容されることはなかつた。

一般によく言われる、一九世紀以降の、主権国を唯一の主体とする国際法理論を構築したのはヴァッテルであるという見解に対しては、さきに論証したように、かれは、かならずしも現代的な主権国概念を唱えたわけではなかつたという事実を指摘しなければならない。すなわちかれの主権国概念は、対外関係における他国からの実質的な独立というよりも、国内における自治の権利という側面の強いものであつた。しかも、そうしたかれの主権国概念がその後国法論者や国際法論者の間で支配的となつていったわけではけつしてない。一八世紀後半においては、むしろ、モ

ザーやマルテンスに典型的に見られるように、主権概念と半主権概念を区別する見解のほうが有力に唱えられていた。⁽²⁰⁾ また、ヴァツテルの意思国際法概念が後世に受け入れられることもなかった。その主たる原因は、なによりも、かれの意思国際法概念そのものの曖昧性に求めなければならない。ヴォルフの意思国際法概念は、実定法的側面と自然法的側面の二つの微妙なバランスの上に立つ、実質的合意なき一般実定国際法として、理論的完成度の至極高いものであった。それに対して、ヴァツテルの意思国際法概念は、そうした微妙なバランスを喪失して、実定法的側面に明らかに重心を移行させた理論構成をとっている。そして、その内容確定を制度的に保障する機構は存在しない法、その意味で、基礎の脆弱な法となっていた。ヴァツテルは、それ自体理論的完成度の高いヴォルフの意思国際法を、その世界国家と個別国家の自由・独立との衝突を理由として否定したのであるが、みずからの意思国際法概念に十分な理論的基礎を与えたとは到底言えない。そうした、曖昧な意思国際法概念そのものを継受するということは、後世の学者にはできなかった。いいかえれば、ヴォルフの意思国際法のような理論的完成度の高い、その概念の存在目的が明瞭なものであればともかく、⁽²¹⁾ ヴァツテルの意思国際法のような、自然国際法からの距離ははるかに遠い一方で、重心は実定法的側面にあるにしても、なお真に実定国際法としての理論構成をとっていない、曖昧な、そして基礎の脆弱な概念を受け入れるようなことはできなかったのである。

そのことは、一九世紀中葉において、ヴァツテルの意思国際法概念の解釈の仕方自体にも反映することとなった。すなわち、ピニエイロ、フェレイラ、ホイートン、プラディエール、フォデレといった学者たちは、ヴァツテルの意思国際法を類概念、協定国際法と慣習国際法を種概念と捉える解釈、いいかえれば、意思国際法は独自の法概念ではなく、協定国際法と慣習国際法という二つの法源を総称する場合の上位概念にすぎないという解釈をとっている。⁽²²⁾ つまり意思国際法には、「実定国際法」という用語と同じ意味しかないと解するのである。こうした解釈の背景には、条約と

慣習法の二つのみを国際法法源とみなし、それ以外のものはいっさい法源として認めないという、当時の実証主義的国際法理論があるとも言えよう。そもそも自然法と実定法という、きわめてクリアな法概念の分類のなかにあつては、ヴァッテルの意思国際法、ましてやヴォルフの意思国際法に対して、十分な位置づけが与えられることを期待するのは、当初から無理であるとも言える。しかしながら、「散漫で非科学的な著者」⁽²³⁾と当時の学者たちにみなされていたヴァッテルの意思国際法概念が、かれ自身の意図をも越えて、単なる、条約と慣習法を総称する概念と誤って解釈されたことには、かれの理論自体の曖昧性も相当部分寄与していたと言わざるを得ない。

* * *

本稿の目的は、それぞれの時代に生成した国際法理論が、どこまで現実批判、現状変革の思想に貫かれ、現実に対する歯止めとしての役割を果たしうるのかを見極めることが肝心であるという根本的な問題意識の下に、ヨーロッパ近代国際法理論の成立過程を批判的に検討することにあつた。そうした観点から、従来国際法学説史上あまり重視されてこなかった、一八世紀中葉の、ヴォルフの国際法理論、とくに意思国際法概念を中心に検討した。そのなかで、ヴォルフが、現実の理論化Ⅱ正当化と、現実批判という、二つの機能を合わせ持つ、「実質的合意」なき一般実定国際法としての、意思国際法を提示したことを明らかにした。それは、まさに国家慣行との緊張関係のなかでいかに国際法理論を構築していくかという、鮮烈な問題意識に支えられた知的作業の結果生み出された、独自の理論体系であつた。すなわち、その意思国際法概念は、古代ローマ以来のユース・ゲンティウス概念の長い歴史のなかにあつて、自然法と実定法という単純な二分法を超越した、かれに固有の法概念であつた。それは、かれの生きた時代に即応し

た鋭い現実認識と問題意識に貫かれた、理論的完成度の至極高い概念であったと言える。

その理論は、まったく形式的にはヴァattelに受け継がれたものの、実質的には換骨奪胎され、現実批判の機能ははなはだ脆弱なものとなってしまった。ヴォルフにおいて自然法的要素と実定法的要素の二つの微妙なバランスの上に成り立っていた意思国際法概念は、ヴァattelにあつては、明らかに、実定法的要素に重心を移行させたものとなっていた。さらに、そのヴァattelの意思国際法も、後世に理論的に受容されることはいになかったのである。

- (1) F.S. Ruddy, *International Law in the Enlightenment: The Background of Emmerich de Vattel's Le Droit des Gens* (Dobbs Ferry/New York, 1975), p.281ff.; 田畑茂二郎『国際法』(岩波書店、第二版、一九六六)四九頁参照。
- (2) C.v. Vollenhoven, *The Three Stages in the Evolution of the Law of Nations* (The Hague, 1919), pp.31-3. 田畑茂二郎『国家主権と国際法』(日本評論社、法律学体系法学理論篇、一九五〇)二六一―七頁を参照。
- (3) 田畑茂二郎『F. Martens, *Traité de droit international* (trad. par A. Léo) (Paris, 1883), p.210; A. de La Pradelle, "Introduction," E. de Vattel, *Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle* (Londres, 1758) [Classics of International Law, 4-2] (Washington, 1916), p. xxvii; Vollenhoven (Ann. 2), p.32.
- (4) P.F. Butler, "Legitimacy in a State-System: Vattel's Law of Nations," M. Donelan (ed.), *The Reason of States: A Study in International Political Theory* (London, 1978), p.56ff. 参照。
- (5) La Pradelle (Ann. 3), pp. lviii-lix; Ruddy (Ann. 1), p.283. 田畑茂二郎『F.S. Ruddy, "The Acceptance of Vattel," C.H. Alexandrowicz (ed.), *Grobian Society Papers 1972: Studies in the History of the Law of Nations* (The Hague, 1972), pp.178-9 を参照。
- (6) 田畑茂二郎『J.H.S. Formey, *Principes du droit de la nature et des gens: Extrait du grand ouvrage latin de Mr. de Wolff* (Amsterdam, 1758) を参照。

- (7) また『要論』も一七五〇から六十九年にかけて五、翻訳が一七五四年から七十二年にかけて四出版されたにすぎない。
- (8) E.D. Dickinson, "Changing Concepts and the Doctrine of Incorporation," *AJIL*, XXVI (1932), p.259. 以下 A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (New York, 2nd ed., 1954), p.162; Ruddy (Ann. 1), p.284 以下参照。
- (9) A. de La Pradelle & N.Politis, *Recueil des arbitrages internationaux* (Paris, 1905, 1923), 2 tomes. 以下 J.J. Manz, *Emer de Vattel. Versuch einer Würdigung* (Zürich, 1971), S.173 以下参照。
- (10) Dickinson (Ann. 8), p.250 参照。
- (11) たゞこれ、合衆国の独立宣言の起草者の一人である、フランクリンは「それ〔ロウマツテルの著作〕は、国家を形成して行くべきに国際法を調べる必要が頻繁に生じた」という好機に「われわれの手元に入った」と称している。J.S. Reeves, "The Influence of the Law of Nature upon International Law in the United States," *AJIL*, III (1909), p.552 参照。
- (12) A. Mallarmé, "Emer de Vattel," A. Pillet (éd.), *Les Fondateurs du droit international* (Paris, 1904), p.601 参照。
- (13) A. Truyol Y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1955), p.90.
- (14) Mallarmé (Ann. 12), p.601 参照。また、ヴァマツテルが「政治的自由の国際法 (Droit international de la liberté politique)」を書いたところから、あるいは「勢力均衡」という当時の国際法現実を照応した理論であったことなどが、受容の理由として挙げられるところである。La Pradelle (Ann. 3), p. iv; Ruddy (Ann. 1), p.294ff.; 田畑・前掲注(一)五七一―九頁など参照。また「シーマンラーは、ヴァマツテルが大きな影響力を持った理由として、明晰な形式と洗練された叙述を挙げる (K.H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte. Ein Studienbuch* (München, 1994), S.199)。しかしながら、ヴァマツテルの叙述が「一般に『素樸ロムローナー』」「あまのこ概念的」多くの場合推論の仕方があまのこも薄弱」と評される。M. Lachs, *The Teacher in International Law: Teaching and Teachings* (Dordrecht etc., 2nd ed., 1987), p.60; Truyol (Ann. 13), p.89 以下参照。
- (15) C.v. Kaltenborn von Stachau, *Kritik des Völkerrechts nach dem jetzigen Standpunkt der Wissenschaft* (Leipzig, 1847), S.80-1.
- (16) R.v. Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften in Monographien dargestellt* (Erlangen, 1855), Bd.1, S.386. スズマンは「本質」ともなっている (Nussbaum (Ann. 8), p.161)。以下 J. Sauter, *Die philosophischen Grundlagen des Naturrechts. Untersuchungen zur Geschichte der Rechts- und Staatslehre* (Wien, 1932), S.196; P. Gugenheim, "Emer de Vattel und das Völkerrecht," E. de Vattel, *Das Völkerrecht oder Grundsätze des Naturrechts* [Klassiker des

説
論
Völkerrechts in modernen deutschen Übersetzungen, 3] (Tübingen, 1959), S. XIX を参照。
(17) Mallarmé (Ann. 12), p.600 参照。
(18) P. Guggenheim, *Emer de Vattel et l'étude des relations internationales en Suisse* (Genève, 1956), p.14. ヴァattelに肯定的な見方をしていた学者として名前を挙げられることのあるのは、リヴィエ (A. Rivier, 1835-98) / モール (R.v. Mohl, 1799-1875) / ユールフェルト (J.F.v. Biefeld, 1717-70) / ノースマン (G. de Rayneval, 1746-1821) などである (前二者は、*Ibid.*, p.14. ユールフェルトは Mallarmé (Ann. 12), p.600. ノースマンは Manz (Ann. 9), S.163)。

(19) C.G. Fenwick, "The Authority of Vattel II," *APSR*, VIII (1914), p.375 参照。

(20) 柳原正治「神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位をめぐる一考察——18世紀後半における理論状況を中心として」『成田頼明先生横浜国立大学退官記念 国際化時代の行政の法』(良書普及会、一九九三) 六六五—六七二、六八二—三頁参照。

(21) ヴォルフの意思国際法概念の場合には、ヴォルフの法理論体系全体のなかでの理解の困難さ、意思国際法の基礎づけとしての世界国家概念に対する無理解という要素のために、受け入れが困難であったと考えられる。

(22) M.S. Pinheiro-Ferreira, "Notes et table générale analytique de l'ouvrage," E. de Vattel, *Le droit des gens* (Paris, 1838), tome 3, pp.22-3; H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America: From the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845), p.189; M.P. Pradier-Fodéré, "Note sur le §.28," E. de Vattel, *Le droit des gens* (Paris, 1863), tome 1, pp.107-8. 18世紀におけるこの解釈を肯定するものな W. Friedmann, *Legal Theory* (London, 3rd ed., 1953), p.37 を参照。これに対してこの解釈を明示的に否定するものな J.H. Gilmore, *Notes of a Course of Lectures on Vattel's Law of Nations* (Charlottesville, 1891), pp.5, 8, 9; Fenwick (Ann. 19), p.404; Manz (Ann. 9), S.66-9 を参照。

(23) Wheaton (Ann. 22), p.182 参照。また Fenwick (Ann. 19), p.391 を参照。

(完)